

第2回智頭町議会定例会会議録

平成25年6月10日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 中 野 ゆかり	2 番 平 尾 節 世
3 番 田 中 潔	4 番 安 住 仁 志
5 番 岸 本 眞一郎	6 番 徳 永 英太郎
7 番 石 谷 政 輝	8 番 中 澤 一 博
9 番 国 石 俊	10 番 酒 本 敏 興
11 番 谷 口 雅 人	12 番 西 川 憲 雄

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	藤 原 孝
病 院 事 業 管 理 者	西 尾 稔
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲

山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人
福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
税務住民課参事兼水道課長	萩 原 学
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈 緒 子
書 記	森 本 宝

開 会 午 前 9 時 0 0 分

○議長（西川憲雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、石谷政輝議員、8番、中澤一博を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（西川憲雄） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付しているとおりです。

なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により一問一答方式とし、

質問と答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受け付け順にこれより順次行います。

初めに、石谷政輝議員の質問を許します。

7番、石谷政輝議員。

○7番（石谷政輝） 私は、初めに子育て支援について質問いたします。

以前、同僚議員も質問されていたことがあるかと思いますが、未満児の子育て支援についてお尋ねいたします。

子どもは宝であり、人口増加のための定住対策を初めとして子育て支援についてもさまざまな取り組みがされていることは承知しています。その成果の多く出ている面もあるかと思いますが、近年大きな問題となっている20代を中心とする若者世代の低所得や、正規雇用問題で共働きをせざるを得ない夫婦が多い現状があります。育児休業制度から復帰できる職種もあれば、子どもを産むことで一たん仕事をやめて、また新たな職を探す方も多いようです。未満児の間は家庭でゆっくり育てたいという声も最近の傾向としてふえているようですが、現状としては、家計のためにも仕方なく保育園に預けながら働く方もいますが、未満児の場合、保育料も高く、わずかなパート職で得た収入も保育料でほとんどが消えていきます。また、産後に小さな子どもを抱えての新たな職探しで苦勞されていることも多いようです。核家族もふえ、小さな間は熱を出すことも多く、そのたびに仕事と子育ての折り合いをつけながら働くことはとても大変なことだと思います。

このような厳しい状況を抱えた場合に、家庭で子育てをする場合は町からの支援をして安心して子育てをしてもらえることはできないものでしょうか。未満児で預けると、年間で町は約150万円の出費になると聞いています。パートで得た収入はわずかしかなかったりません。そのわずかな分を町で支援してはいかがでしょうか。未満児の間に行政からの支援を受けながら家庭で育てることで、行政も保育士不足などの問題も少なくなり、また、町ぐるみで子どもを安心して産み育てることを積極的に展開していくことで、新たに産んで育てようという方もふえてくるのではないのでしょうか。所得差もあると思いますが、年間50万から100万の支援をされてはいかがでしょうか。これは切実な問題であり、少子化に何とかして歯どめをかけていくためにも考えていただきたいと思っておりますが、どのようにお考えか教育長にお尋ねします。

以下は質問席にて行います。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） おはようございます。石谷議員のご質問にお答えをいたします。

確かに、子どもが生まれ一定期間親もとで育てるとするのは理想であると私も考えております。しかし、さまざまな諸事情から、そういったことができにくい世情であることは議員もご理解をいただけるものと思います。

未満児、せめてゼロ歳児の子育てに年間50万から100万円の支援をしてはどうかというご提案でございますが、以前、他議員の質問にもお答えしておりますが、金銭による就労保障的な支援策は難しいというふうに考えております。

町といたしましては、本年度から保育料を15%引き下げ、子育て支援に努めているところでございます。ちなみに3歳未満児の通いますあたご保育園の平均保育料は月額1万3,000円であり、年間15万円程度の保育料となっております。

子は宝であるという思いは議員と同感でございます。繰り返しになりますが、現在のところ金銭的な支援は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 近年町内を回っていると、本当、町は定住対策を中心に、子どもは宝だということを私たちでも同じ思いなんですけどもね、産んだ後のこの智頭町の中に仕事がどれだけその後にあるかというのが、統計でもいいからとってもらえたらと思うんですけどね、非常に厳しいものがあるかと思うんですけども、その辺のお考えはありますか。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 今回、智頭町内、2社ではありますが、電話で問い合わせをいたしました。確かに労働基準法で育児休業制度というのは労働者にすべて認められている権利でございます。短期のパートでありますとか、それから日雇い契約とか、そういうものを除きましてパートでも、それから派遣でも、もちろん正社員は申すまでもございませませんが、一定期間以上の雇用を結んでいる会社であれば、労働基準法によって育児休業をとらせなければならないということになっております。町内2社問い合わせまして、まだまだ数が少ないかもわかりませ

んが、そういう制度、1年間の育児休業制度は整っているということでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） ただいま町内は2カ所お尋ねになられたということなんですけども、全体ですね、今の出生率のところを調べていただいたら平均値が出るんじゃないかと思います。またそれによって対応の仕方も変わってくるんじゃないかと。15%のカットにいたしましても、本当に切実な声があるから15%カットに至ったわけじゃないかと思ってるんですけども、そこらのところが再度聞けたらお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 先ほど申しましたあたご保育園、平均が1万3,000円というふうに申し上げましたが、これは上下かなり所得差によってありまして、低いほうでは月額4,000円、高いほうでは4万円ということになっております。

いずれにいたしましても、まだ2社程度しか調べてはおりませんが、普通の会社という言い方は違うかもわかりませんが、株式会社であったり有限会社であったり、当然、労働基準法が適用されている会社につきましては、こういう制度は100%あるものというふうに思っております。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 私が言っとるのは、教育長、出産された方の平均を調べてほしいと。そういうところがある、有給が1年間あるところの会社を調べてほしいと言っておるわけじゃないんですよ。出生が例えば40人あったら40人のところを調べていただいて、平均がどうなっとるか。今それで家庭はどういう状況にあるのかということがね、今後の何かのプラスの一つにつながるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のところがいかがでございましょうか。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 議員の質問の趣旨は理解できました。個人情報的なことであろうかと思いますが、できる限り近年生まれた家庭の動向を調査をしたいというふうに思います。

それから、育児休業というのは原則無給でございますので、有給ではございませんので…ます。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） わかりました。時間の都合もありますので、今後に期待して、次の質問に入りたいと思います。

次に、荒廃する山林と法面についてですが、近年町内を見渡し歩いてみると、小さな山崩れ、ガードパイプが腐ったままになっていたり、その他危険箇所を幾つも目にします。いずれも危険を伴うことであり、修繕していくことが必要だと思われまます。このような現状をどのように把握されているのかがはっきりわかりませんが、工事の管轄も町なのか県なのか、また順次直していく予定はあるのか、町民には非常にわかりづらく、困っているのは住民です。また、小さなときに手当てをするのはとても大きなことではなかろうかと思っていますけども、その基準の難しい面もあると思います。どのようなことを基本に置いておられるのか、現段階での回答がいただければと思いますので、これは町長にお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 石谷議員の、荒廃する山林と法面についてのお尋ねでございますけども、近年、材の価格低下によって山の手入れが行われず、荒廃する山林がふえておるということは承知しております。健全で良好な状態に維持されている山林というのは、下草や低木等の植生、落葉落枝等により表土が覆われており、シカ、イノシシ等のえさも豊富で、雨水等による土壌の浸食や流出を防いでおります。また、樹木の根が土砂や岩石等をしっかりと包んで固定しており、土砂の崩壊を防いでおります。

良好な状態に維持された山林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して蓄え、それを急激に流出させず、徐々に河川に送り出すことによって水質を浄化したり洪水を緩和するなど、このような機能を有しておりますが、荒廃した山林では機能が低下し、山崩れなどが発生する原因となっております。

このために、山林が良好な状態で維持されるよう各種造林事業に対する補助などの施策を行ってまいります。山崩れ等が起きたときや危険性がある場合は、保安林であれば治山事業、また山林であれば急傾斜事業、このようなことで対応しております。また、3月議会で承認されました、一戸からでも対応できる小規模急傾斜地崩壊対策事業、このようなこともありますので、担当課にご相談いただければと思います。以上であります。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝）　　今の説明で私も大体のところはわかっておるつもりなんですけども、現実にも、山の法面が崩壊しかかっていると。見とってでもたくさんそういう箇所が見られます。それが大だったらどれぐらいのところまでで県が携わってくれるのかというのがね、大小かかわらず携わっていただけるのかとかね。また、場所によっては芦津のほうに行くと岩質ですし、富沢のほうに行きますと真砂の土というんですか、そんな感じみたいに土壌も違うというような面が見られております。

また、先日、板井原のほうに上がってみたんですけど、非常に、玉石というんですか、こんな石が道路に頻繁に落ちておりました。車が通りにくいもんで片付けながら上がったのを記憶に覚えていますけども。住んどる住民の方に聞きますと、シカが上を歩くんですってね。それでその石が落ちてくるんだと。しかし、通る人にはわかりにくい部分もあったりね、あんなところからだったら、乗り上げて下に落ちたらどうなるんだいやとかね、いろいろな危惧が思いおこされました、頭の中にですね。

そんなようなことを見ても、住民は住んでるところによって災害の種類も違うんですけども、そこらの部分についての不安やそんなものを持っている方も数多くいられますので、緊急なときにはどうやって早い処置をしてあげるのか、また、これはしばらくおいとってでも事が大きくなるから県と相談しながらやっていくとか、そういうような返事が聞けたらいいんですけども。中にはとにかく住民は、危険だ危険だと、どこに言ってもいいかわからないと、せめてあんな顔見たから言わせてもらうよというような方もおられるわけなんです、現実にも。そういうところの今後に向けての何かいいアイデアみたいなものがあったらお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲雄）　　寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎）　　石谷議員の荒廃する山林という思いの中に、防災というテーマがおありかと思えます。ご存じのように東北の大地震という中で、東海トラフ、これから日本の国が地震というような大きなテーマを抱えておるわけでありまして、本町においても93%が山林ということで、津波はないんですけども、いつ土砂崩れが起きるか、こういうことの心配は、住民の方も日に日にそういう心配がある。先般我々も集落を回った折にも、やはりこの防災というテーマの中で山崩れ、土砂崩れ、そういうものが心配なんだという集落からのいろん

な意見を聞きました。

そういった中で、我々も常にそういう危険箇所というものは当然住民のために町民のために注意しなきゃいかんということで、気合いを入れながらそういう危険箇所等々は県と相談しながらやると。そういう中で、規模の問題もあるでしょうし、そういう中で危険地域というようなものも今防災というテーマの中で掘り起こしをやっておるという状況ですので、いかにこの災害から町民を守る、きのうも水防訓練がございましたけども、そういう点では今以上に、これまで以上に町民のために神経を使っていかなきゃいかんという思いでおりますので、危険箇所等々が、もしそういう町民からの声等々がありましたら即地域整備課等々にお知らせいただいて、県と相談しながらスピードをかけてやるということにしたいと思います。以上です。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 大変よくわかりましたので、次に入りたいと思います。

次は、職員の対応についてお尋ねをいたします。

町長は、日ごろから職員に町民に対しての対応や心構えについての指導に努力されていることは私も存じていますが、町民の声を聞くと、職員の対応や心ないやりとりで残念に思われている方が町民の中にいました。

その中の一つとして、税金の滞納がないのに督促状が来たというようなことがあったようであります。いずれも行政の勘違いや不手際のようなのですが、町民からすれば払ったはずのものを払っていないと言われて不安になりますし、とても不快な思いをその方はされていまして。だれしも間違いや勘違いは起こり得ることなので、それがわかった時点で相手の立場に立って素直に謝っていたらよかったと思いますが、そのあたりでも行き違いがあったようで非常に嘆かれている方もおられました。そのようなときに誠意を持った対応がされているかどうか、町民はよく見ています。そのようなことから行政不信にもつながっていくのだと思います。今後もこういうことは起こり得る可能性があると思いますが、そのようなときには、例えば上司も一緒に出向いて謝るなどの誠意のあらわし方はあるかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。このような事態がまた起きていることを町長はご存じでしょうか。これをお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私の常日ごろの思いの中で、要は町民あつての行政であ

るということをモットーにして、住民サービスの向上、町民と行政の信頼関係によって成り立つんだと、このような考えでおります。

私の耳にも当然報告として入っております。職員としても、正直に申しまして滞納の部分をおうちに押しかけてまで請求しなきゃいかんというつらい部分もあるわけでありまして。それを、そうはいいいながらもつらい思いで訪問するという反面、金融機関で納付される方がいらっしゃいますが、かなり時間がたつんですね、納付されてから。問題は、そのあたりの行き違いが出てきたと。ですから職員に対しては、金融機関で振り込まれたときの、いわゆる1カ月近くなるような金融機関もありますので、そのあたりをきちんとチェックして対応しないと、今議員がおっしゃったように、納付しとるのにまた取りに来たというトラブルが起きるということであろうかと思っております。そのあたりは注意深く職員にもチェックをしながら対応するということでもあります。

そういったお互いに正直言って悩ましい問題があるわけでありまして。お願いしにおうちに上がるということは職員もつらい気持ちでありますし、そういった中で納税者の皆さんにおかれましても、できる限り期限内に納入していただくことを広報等々でもお願いしておりますので、一方的に職員の、ミスはミスで認めさせますけども、お互いにそういうことがありますので、そのあたりも納税者に対しても納付期限にお願いしたいということでもあります。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 言われている職務に当たっている方は、私も本当に頭が下がる思いで、夜遅くまで頑張っておられるんだなというのは今日まで見てきているのが事実です。

それと、先ほど言われた払うほうの支払い方法ですね、それはこれまでもさまざまあったかと思っておりますので、その人によってわかろうと思うんです。その方は一回も滞納したことが実はないそうです。そうしたところが、こういう行き違いがあったと。その行き違いの上に、領収書を見せてくれと。そしたら大概もう時間がたつから領収書をなにしとったけど、たまたまその領収書が見つかったそうです。そしたら今度はその人のことでなしと、今度は子どもが何日だか滞納が、何日か、わずか1週間かな、10日かわからないけどおくれたと。それが今度はその親御さんのもとにまた来てそういうことを言われたというんで、非常に腹が立ってしましてね。それで一生懸命頑張つとる職員も本当にたくさんいるのはわ

かるんです。ですけども、ささいなことで、今こうやっていかにして滞納をなくしていくかと頑張っている中におきまして、払いたくても払わんと、払いたくなるような気持ちにさせる、これ本当やっぱり何かの方法で解決させていけたら一番いい方法じゃないかと思っておりますのでね。

それと、町長、先ほど聞いてご存じだと言われましたけどもね、実は町長が聞いておられるのは、その方に言わせれば人を間違えて聞いて、「町長は私の見とる前で違う方に謝られよった」ということを聞いたんです。これはひょっとしたらうちのことじゃないかなと思っていながら、だけえ、町長はとても紳士的な態度をとっておられたけども、謝る相手が違ったんじゃないのかということですね、そんなことも聞いたもんですから、ちょっとした誤解がちょっとしたことで解けていきさえすればとてもよい、お互いが好感が持てるような智頭町になるんじゃないかと思っておりますので、そこらのところがもう少し聞けたらと思います。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるとおりで、固有名詞は出しませんけども、報告が職員からありまして、即、私自身が訪問いたしました。ところが、私のうっかりミスでたまたま人を間違えたということで、また即そのご本人に会ってというように、私自身も失態をいたしました。

そういう中で、係にはちゃんときちんと説明するよにということを示してはおりますが、その方はかなり長い期間、何回も職員との折衝の中で、がんとしてご自身の思いというのを主張される。また役場の職員は、これは法的に期日どおりに対応する。そのあたりの中で何となく相手方も気持ちを悪くされたということで、これも私も承知しております。そういった中で、できる限り理解していただくよに何回でも足をたてて、その支払いの方法をご理解いただくということであろうかと思っております。

いかんせん、要は住民のための我々ですから、横柄な態度というのは、これは決して許されたことではありませんので、かといって、このあたりが難しいのは、平身低頭でやって筋の合わないことを要求されても職員としても大変困るんですね。そのあたりで感情的になられても非常に困惑するというようなことであろうかと思っておりますので、それはその方だけのみでなくて、町全体で注意させるということにしております。以上です。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 苦慮する面やいろいろ大変な面があるかも知れませんが、やっぱり課長以下、十分にそういう指導はなされているのは私も存じておりますけども、部下が本当でのみ込めているかという、これも数の世界でなかなか大変なこともあろうかと思っておりますけどもね、そこらのことを今後に期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、防火水槽についてお尋ねをいたします。

近年、水不足や防火水槽による火災時の水の確保について不安の声が上がってきているようで、地域によっては新たな防火水槽の設置の要望もあるようです。用地の問題や他の諸問題など状況はさまざまだと思いますが、災害時の安全を確保するために、条件の整ったところについては設置に向けて地域に対しての何らかの援助や補助を設けるなどして、町からの協力体制を考えてはいかがでしょうかと思うんですけども、これも町長にお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この水不足による防火水槽設置の補助ということでありまして、この防火水槽の整備につきましては、地元の皆さんの要望によりまして、河川、水路などの自然水利の状況、それから道路状況などを勘案して、消防署、消防団など関係機関と協議しながら町事業として計画的に整備しているところであります。

なお、防火水槽、それから消防小型動力ポンプなど消防用施設、設備の整備に当たっては、地元の皆様のご理解をいただきながら、整備に要した費用の原則3分の1を地元関係者にご負担をいただいているというところであります。

その中で、やっぱり集落を回りますと議員のご質問のようなことが他にもありますので、今ご説明申し上げたようなことを集落にもお話ししながら、でき得る限りそういう対処をするという考えであります。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 私ひとつお尋ねしたいんですけども。例えば集落によって、もとの条件は一緒だと思うんですけども、例えばうちの集落は線路が走ってホースが引けないんだよとかね、その他にもほかの問題もあろうかと思うんですけどね。そんなようなことがあるところには、ちょっとやっぱり同じではなしと少しつけ加えるようなことが生まれてこない、同じところがいつも損をするというんでなしと、ケース・バイ・ケースのことで、こんなときにはもうち

よっとアイデアを出せばこんなこともできる要素があるよとかね、そういうようなお互いがアドバイスを出しながらいい方向に進めていくと。それでなくても、ことしはもう水不足じゃないかともう今から言われておるような状態でして、幸いにして智頭はそんなことはなかろうかと思っておるんですけども、線路を抱えているところはそれも同じような問題が生まれる部分もあるわけなんです。そういうことも含めて、ちょっとそこらのところにそういう工夫のできる部分がないかと思っただけなんですけども、いかがでしょう。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、集落を維持する状況によって全然違って来るわけですね。今おっしゃった、この町の中を鉄道が走っておると、線路があると。これによって、その集落によって対応が全然違って来ると。

これはもう実に我々としても痛しかゆしというような感じがしておりまして、その件に関しましても、鉄道線路があるともうどうにもならない部分があるんですね。で、今おっしゃってる集落のことも承知しております。そうした上で、整備した防火水槽を水道施設の貯水槽に兼用することは、水道水の衛生上の安全確保を保つこと、また、防火水槽の国庫補助要綱に定める構造基準に適合しないなどの問題点もあって、水道施設としての貯水整備が望ましいと。こんなようなことでありますけども、かなり今、係のほうでできうる限り集落に喜んでもらえるようなことはないかというようなことで今集落と折衝しておる、その報告も私受けておりますので、いろんな法的なものをクリアしながら最高にできるような状況をつくり上げたいと、このように思っております。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 大変いい話が聞けてうれしく今思っているところなんですけども。そここのところに、例えば水道水となったら水の、何メートルあるか知らないけども、上水と下と分けて使ったらどうなのか何なのかとか、法的にクリアせにゃいけない部分があつて、それもできん部分もあると。そしたら横につくったらどうだいやとか、いろんなことがそういうところが切磋琢磨しながらやっていけばえすりゃ、その部分でできる部分もあるかと思えますし、そういう今、川や水がそばにあって流れているところはいいんですけども、そうでない部分の、非常に密集というんですか、火事などが起きたときに困ったときの部分でそういうことを考えておられるのではなかろうかと思えますんで、再度強い言葉がいただき

たいと思います。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） お困りということは実は私の耳にも入っておりますので、即職員を現地に行かせまして、集落の方とうちの職員でどういうふうにとったら一番ベターであるかというようなことを今話し合いをさせておる最中ですので、法に触れることは避けて、できうる限りのことはやりたいというふうに思っております。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） 今後に期待いたしまして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（西川憲雄） 以上で石谷政輝議員の質問を終わります。

次に、安住仁志議員の質問を許します。

4番、安住仁志議員。

○4番（安住仁志） 災害備蓄の整備状況について、町長に質問いたします。

町長、昨日は、水防団員総勢340名の大人数を総指揮なさり、お疲れさまでした。町民の安心・安全のため、とても心強く感じたものです。

古人は、天災は忘れたころにやってくると申しておりますが、災害を忘れてはなりません。いつやってくるかわからない、その危険性を常に念頭に置きながら対応できる体制を整える必要があるわけです。そのための訓練でした。

また、備えあれば憂いなしとも言いますが、幾ら備えがあっても災害に対しては憂いを取り払うことはできません。常に憂いを念頭に置き、備えが十分かどうかをチェックする必要があります。

まず初めに、町民の命と財産の安心・安全を確保するために常日ごろ粉骨砕身されておられます町長に対し、もし智頭町民が災害に遭遇した場合における町民の命の安全を確保するために、災害時用の飲料水・食料品・毛布・寝装品等の備蓄について質問いたします。

災害の種類もさまざまあり、また、たくさんの谷に枝分かれしている智頭町の地形の複雑さも加わって、延べ何人分備えればよいか想定することはかなり困難だとは思いますが、町長は、これらの災害備蓄、主にこの3点についてどのような整備をすれば十分だと考えておられるのか、その辺のところを質問したいと思います。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 安住議員の災害備蓄の整備状況についてお答えいたします。

災害備蓄の必要量についてでありますけども、平成12年に発生した鳥取県西部地震以降、県では合理的な備蓄方法として、県下全市町村が災害時に必要と見込まれる物資、また資機材の標準的な品目及び数量等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村に応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的に、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」が策定され、その要領に基づき県内全市町村が備蓄を行っているところであります。

備蓄必要量の算出に当たっては、まず、避難人口の想定につきまして、県内統一して災害により避難所に収容し保護する住民の人数を人口の約20%とし、次に、備蓄対象人数につきましては、想定された当該避難人口の3分の1に対応できる共通品目等を備蓄することを規定されており、本町では、この基準に基づき乾パン、米、粉ミルク、水など食料や、トイレットペーパー、組み立て式簡易トイレ、紙おむつ、毛布などの生活必需品など、必要量600人の1日分を3カ所に備蓄しておるというところであります。

なお、一昨年に発生しました東日本大震災を教訓に、町社会福祉協議会などの関係機関と連携して現在の備蓄量及び品目など備蓄整備の検証を行うとともに、各家庭でも必要な備蓄をしていただくよう啓発に努めてまいりたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（西川憲雄） 安住議員。

○4番（安住仁志） 災害地区の整備及びその更新等、すべてガイドラインがあると、それを忠実に今のところ守っていただいていると。町民としてこれにまさる安心はないと思います。ぜひチェックも含めて、劣化して使用にたえる数が減ったということのないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、同じく智頭町民の命の問題です。智頭町民の命と健康の安心・安全のとりでとも言うべき智頭病院を守っていただいております。町民の一人として感謝申し上げます。

病院経営、しかも公営病院の経営であるがゆえに、収益増加策一つを取り上げてみましても、そのとれる手段に種々の制限、例えば広告等にも自由な広告ができないとか、医療報酬の単価等の設定も当然ながらできないところであり、制限

がいろいろあるわけですが、と思います。許される範囲でできる限りのことを立派にやり尽くしておられる。そのおかげで智頭病院が今頼もしい姿を維持できている、このように思っておられるわけですが。

しかし、だからといって、個人経営でも難しい病院経営、しかも公営病院でいろいろの手かせ足かせがある、だからこれ以上どう頑張っても経営改善は難しいんだというようなことにはなかなかありません。私は、やはりまだまだ収支改善等、注文をつける余地があるのではないかと、きょうは智頭病院の経営改善策の一つを注文をつけたいと思います。

これは以前もやりました。ここに一冊の本があります。この本は、題名はそのものずばり「こうしたら病院はよくなった！」という題です。これ私は県庁の保健部の人から推薦を受けて読みました。「こうしたら病院はよくなった！」というこの本の帯、とてもわかりやすい本ですが、この帯に短く書いてあることを短く紹介します。

「こうしたら病院はよくなった！」。著者は、ある県の病院事業管理者です。帯には、「医療の質を向上させながら、看護師副院長の誕生を初めとする病院改革の経験を管理者みずから語る」、このように書いてあります。このことが素人の私には実行できるものかどうか、またはこの管理者のいた地域だけが可能だったのか、全国で可能なのかわかりませんが、ぜひ、その中の一つ、いろいろ細かい専門的なこともありました、医療の質を向上、維持じゃなくて向上させながら、しかも経営改善にまで資する。本当に看護師の一人、看護師は複数だと思しますので、副院長はですね、その中の一人を看護師を登用していただきたいと、このようにこの本は訴えてるわけですが、町長、このようなことを町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 智頭病院の組織体制のあり方については、智頭病院改革プランの改定を議決をいただきました中で、診療部や看護部などの部制をしくとともに、職務職階制も確立されたところであります。

議員がかねてからご提唱の看護師を副院長として登用することの考えについては、病院の管理運営に関する事項でございますので病院事業管理者のほうから答弁させます。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 看護師を副院長として登用してはどうかということにつきましては、平成19年9月あるいは平成22年の12月というところでの一般質問でも全く同様のご質問がありましてお答えしておりますけれども、現在も当時の考えと変わっておりません。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、平成23年度から組織体制の見直しを行って部制に移行し、3年目に差しかかったところであります。部制とともに職務職階制を確立することにより、指揮命令系統や責任の所在ということがより明確にすることができるようになっておりまして、会議内容等が周知徹底され、各職員の経営意識の向上につながってきていると考えています。

議員ご提唱の看護職を副院長職として登用している病院は全国には数あるという事は承知しておりますけれども、鳥取県内の県立二つの病院、市町立の六つの病院では、市立病院で発令されているということだけで、県立病院ではかつて発令されていた時期もありましたけれども、現在は発令されていないという状況でもあります。当院においても、看護職に副院長職を発令するという考えは現在のところございません。

なお、今後将来ということに向けましては、町条例に基づいて設置されている智頭町立病院運営審議会があります。その会長には、銀行の幹部の方で、鳥取県内はもとより近県の医療介護施設への支援を長く担当されている方、それから県の病院事業管理者や市立病院の事務局長を初め、智頭町在住の民間企業経営者など3名の女性の方々にも就任していただいておりますので、議員ご提唱のこの問題にとどまらず、幅広く病院組織全体ということについて意見を伺いながら考えてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 安住議員。

○4番（安住仁志） 2遍も3遍もして同じように断られております。しかし、私は、福祉事務所の設置を言ったとき、それは管理者に関係ないですけどね、町長に福祉事務所を設置したらどうかと。初め、にべもなくノーでした。何回か、これもしつこいなと言われながら来て、これは私の説得、お願いが功を奏したとはうぬぼれてはいませんが、今、智頭町に立派に福祉事務所があります。私はこのことから粘ることの必要性を学んだわけです。

それで、私もこの看護師の一人を副院長に登用することに対して、これから何回も質問することが多分できないと思います。今回が最後になると思いますので、

ぜひ今回は粘れるだけ粘ってみたいと。

それでね、私は、なぜしないのかわからないんですね。なぜ登用しないのか。これは釈迦に説法になると思いますけど、管理者ね、この本に書いてある受け売りですが、看護師の特性、この特性をよく理解しておれば、何も風が吹けばおけ屋がもうかる、副院長に一人の看護師を登用すれば病院が経営改善できる、それから医療水準向上できる。それが、風が吹けばおけ屋がもうかる程度の根拠が薄弱なものではないんです。

管理者は当然、看護師の特性、すなわち、ここに書いてある受け売りですが、医療はドクターと看護師との共同作業である。これは間違いないですね。しかも病院に従事している職員の60%、この大多数が看護師である。このモチベーションを上げずして組織の活性化はありません。それから、看護師は医師と違ってたくさん科を、いろんな科を経験しておりますから、病院内を客観的に見る能力がある。しかも、看護師がやる気になればそれは患者のサービスにもつながり、とてもいい印象を与え、患者があそこの病院よかったよと、看護師さんが親切だったよと、このように言って、この循環で、看護師を副院長に抜てきしたことによって医療の質も上がり経営改善にもつながったと、こういう論法なんです、筋道なんですか。このことを信ずるわけにいかないですか。

しかも、こういう組織上の活性化の経営上、合理的な理由がある。これがもし認められないと、そんなことはないと言われれば仕方ない。もし、これ今言った私は看護師の特性、この特性を発揮させることによってモチベーションが上がって生き生きとした職場に、今が生き生きしてないとは申し上げない、さらに生き生きとした職場になることによって、これ特に製造業でもそうですけど、病院なんてもう全く人間の心がとても大きな業務だと思うんですよね。しかもこれは世界的に男女共同参画社会というのはもう当たり前で、しかもそれが適材適所ということと言うのであれば、いや、そうはいつでも適材があればちゃんとするんだけど今適材がないんだと、だからそういうメリットがあるので智頭病院でもしてみたいと思うけど適当な人がいないともしおっしゃるのであればもう仕方ないですけど、どうでしょうか。組織上、経営上の合理的な理由はお認めになりますか。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 重ねてのご質問なんですけれども、さき方お答えした中でも、平成23年度からそれまでの制度を改めて「部」という制度にし

て、それまでは総看護師長というような看護師職の中のトップの人ですよという、そういう意味合いのものから、それぞれの診療部であったり診療技術部であったり看護部という中で、組織の中のきちんとした責任者なのですよというところに改めて、丸2年経過してやっと3年目に入ったところなんですけれども、その効用といたしますか、効果というものは徐々に出てきているように思っております。

さき方引き合いに出しておられます著書といたしますか、本については、確かにその先生のご提唱というか、そういうことで、平成10年ごろからでしょうか、看護職を副院長にということで全国発令がされている病院があるようです。最近のホームページで見ますと、近年のもののデータというのはなかなか見つけることが難しかったんですけれども、平成10年当時でいきますと、全国に病院が9,000ぐらいある。これはアンケートに答えていただけた病院の数だけだったのかもしれませんが、9,000ある中で200にちょっと達しないぐらいのところ看護職を副院長職にということで取り組まれているというような状況でございました。

さき方申し上げましたように、県内では鳥取市立病院だけ。県立、市町立ではですね、そういう状況も踏まえて考えてみますと、この智頭病院の規模なりそういったもので今この場で取り組むことがベストなんだということについては、ちょっとご勘弁をいただきたいと思えます。

さき方申しましたように、条例に基づいて設置されております運営審議会、こういったような場での有識者のご意見も伺いながら考えてまいりたいと、繰り返しになりますが、そのようにしたいと思えます。

○議長（西川憲雄） 安住議員。

○4番（安住仁志） 管理者の言葉の端々にも、やはり総看護師長と副院長ではやはり何か違うようなニュアンスが感じ取れます。だからこそ、してほしいわけです。

それで、例えば副産物として、当病院では看護師のトップは副院長にまで上れますということになるとですね、看護師の募集にもいい影響がある。そのことは、医療の質の向上、それから全体的な活性化、患者のいい印象、こういうことにつながるということをお認めなかったらもう仕方ないですけど、認めるのであれば、男女共同参画社会というような大きな旗を出さないまでも、当然組織をよくするため、組織をよくするためは何も収支決算だけではない。結局、患者がとても安

心できるいい病院で、それを達成するためにもぜひしていただきたい。

私には、しない理由が、どうしてかたくなに拒絶されるのか全く理解できないのですが、最後、これは管理者にこういうことを言う最後になると思います。私はぜひ、今の語気では、管理者の言葉を聞いてるととても考えてみるという言葉も出てこないと思いますけど、最後にもう一回だけ、もう検討もしないのか、今だからできないのか、今後できるのか、どのような考えでしょう。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） ですので、議員重ねてのご提唱でございますので、運営審議会といったような場で、この問題だけにとどまらず、病院の組織のありようについて有識者の委員の方から伺いながら考えていきたいということでございますので、以上でございます。

○4番（安住仁志） 終わります。

○議長（西川憲雄） 以上で安住仁志議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時58分

再 開 午前10時13分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口雅人議員の質問を許します。

11番、谷口雅人議員。

○11番（谷口雅人） 議長のお許しをいただき、通告済みの質問を行います。

まず、町誌編さんの充実強化について行います。

日本全国どの地域、町、村、そしてそれぞれの家に、今日に至るまでの歴史、物語があります。智頭町の持つ地勢的特徴は、神話の世界にもさかのぼる文化の接点として、山陰の出雲文化、山陽の吉備の文化の象徴的な言葉として「だ」と「じゃ」の使い方に見ることができます。そしてさらに関西地方の言葉もまじり、興味深いポイントとして、さまざまな家、集落、村が形成され、現在の智頭町が実在しています。古く確認されている最も古い枕田遺跡を初め散在する多くの古墳、遺跡は、出土品から見ても知れば知るほど驚きを感じます。

しかし、その多くは文字によって記されたものではなく、物によっては歴史のなぞとか空白という言葉で片づけられて、多くの人が近寄ることも難しい分野ですが、文字にして記された近世の文書は、一定の知識と経験をもってすれば多く

の人々にロマンを超えた史実として共有され、その地域は発信力を持ち、魅力ある存在となります。

智頭町の歴史として発刊された智頭町誌は、当時、町のみずからの歴史と経緯について寄せられた最大限の資料によって発行されましたが、その事業を機にさらに多くの文書が寄せられ、十数冊の追加の冊子が発刊されていることは実に喜ばしいことでもあります。

しかしながら、その編さんの現場は、膨大な資料と限られたマンパワーに要望に対しこたえ切れていない感があり、時間との闘いと言わざるを得ない状況があります。現状に対する認識と対応について、町長のご所見を伺います。

以下、質問席にて行います。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 谷口議員の町誌編さん充実強化ということでお答えいたします。

町誌編さんについてでありますけども、平成6年に町誌編さん委員会を設け、編さん作業にかかるとともに、町誌編さん室に1名の専門員を配置し、整理作業を行い、平成12年12月に現在の智頭町誌を発刊したところであります。発刊以降も智頭枕田遺跡や石谷家を中心とする古文書など新資料が続々と加わっており、まだまだ先になりますが、時期を見て「新・智頭町誌」発刊の運びになろうかと思えます。

資料整理の時間との闘いについては、しっかりとした保管場所の確保と次世代に向けた整理作業による編さん作業を継続するとともに、展示等活用による住民周知などで機運を盛り上げ、町民の皆様からの資料収集を進めてまいりたいと、このように考えております。

参考まででございますけども、委託という形ではあるにせよ、本町のように町誌編さんの専門員を独自に抱えているという自治体は、近隣町村には少ないと思っております。以上であります。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 町誌といいますのは、まちにとりまして、みずからのルーツ、それからさまざまなこれから先への打って出る一つの戦略的なものとして位置づけられる部分があるかと思われま。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、専門員の配置、もしくは今度70名

ほど鳥取市のほうからこの町誌に対する視察があるというふうに聞いております。全く産業とは離れて、あるいは観光とは離れて、このまちのいわゆる史実をこのまちに興味を持った形の中で訪れるという、余り我々にはふだん接することのない専門性を持った来町者の集まりであろうかと思えます。この点の広がりや面になっていくことを私どもは期待するわけでございまして、これは現在の智頭町の観光振興の中にある部分としては、点を面にする大きな素材の一つになろうかと思えます。

県の補助事業を受けて事業化しておりますのは、町長も先ほど言っておられましたけども、智頭町と渡辺美術館だけだそうです。そういう意味では本町の持つこの分野に対する先進性は評価をするわけですが、膨大なあの資料を一見しますと、ここに眠っておる智頭町の秘められた将来性というものを、過去の宝物として存在したものが宝物として再使用、もしくは輝きを増すものと思っております。ぜひともこの分野においてほかのまちとはまたさらに一歩ぬきんでた形の中で、このまちの輝きを増すものの一つとして、町誌編さんに、あるいはその資料の解説等につきまして充実と強化という形について再度お伺いします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、史実、歴史というものは刻々と動いておるわけでありますが、議員のおっしゃるように、この本町においてのいわゆる歩み、歴史等々は、やっぱり活字に残さなければいけない。先般、平成の大合併で、智頭町も智頭町を二分するような大激論の末、単独になったと。この史実も、やはりそういうことにきっちり残しておかなきゃいかんという思いは非常に強うございます。

そういった意味で、とりあえず10年たった今日、先般そういう方々にお集まりいただいて智頭町のいわゆる歩んだ10年を振り返って、これも大事だろうというようなことで会を持たせていただいたのも事実であります。そういったものをちゃんと活字に残して後世に残す、これは非常に大切なことであろうと、私も同感であります。以上です。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 町誌というものは、見方によっては、言葉をかえればああではなかったという方も当然あるわけですし、これから記されていくもの、過去記されていたものというものに対しては、やはりある一定の専門性も必要であ

ることはありますので、その専門員が配置されておるということにつきましては非常に心強く、またまちの誇りでもあると私自身は思っております。

ここであえて一歩ぬきんでいただきたいというのの中にありますのは、このまちが持っております、いわゆる文化の接点としての特徴として、さらにこれから先、まちを売っていく、売るという表現は適当でないかもしれませんが、輝かせて自信と誇りを持った中でまちづくりに資するという、その意味合いも持って質問させていただいておるわけです。

各地区に誕生しております地区振興協議会のこれから先の一つの方向性の中に、その地域あるいは神社仏閣に対する知識というのか、造詣というものがどの程度皆さんがお持ちであるのかということ、私自身、恥ずかしいことではありますけれども、すべてにおいて理解してるという人間では決してございません。一部限られたポイントのみを理解しておる程度のことであります。これを輝きに変えて発信力に持っていければ、これから先の振興協議会の新しい地域づくりの大きな力になるのではないかとというふうに考える者の一人です。

かつて金沢文庫から発見されました称名寺で出てきました「七人の侍」のルーツとしての部分等は、那岐地区では一つの地域おこし、あるいはこれから先の生きる人間の子どもたちでさえ、それを誇りとして思った芝居といいますか、演劇をしたこともございます。そういった形の中で行われていくことが文化の振興でもあり、地域の輝きにつながるというふうに思いますので、あえてそこら辺のところ、もう一つお願いします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 地区振興協議会ということで今名前が出ましたけども、実は先般87集落を幹部たちと回りまして、その集落の中から、神社仏閣あるいはお地藏さん等々今まで眠っておるものを世に出して、そして村づくりをしたいというような集落も何集落かございました。

やはりそういうことで、今まさにおっしゃるとおりで、まだまだ智頭町に眠っておるものは数あるわけでありまして。そういうものをしっかりといわゆる後世に残すということの大事さというのも、実は我々は身をもって先般体験いたしました。そういった意味で、この町誌編さんという新しい分野の切り口のご質問に対して真摯に受けとめたいなど、このように思っております。以上であります。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 今専門員であられますM氏も、体調的に万全な状況であるとは言いがたい状況であるそうです。これから先、自分自身の一人の力でやっていく分には限界を感じながらもなさっていただいております。個人的な存在として、いま一度そういったものに対してこれから先ご配慮をしていただき、スピードアップ、あるいは輝きを増していただきたいと思います。これが、今度70名お見えになられます方の補助的な資料としてされたものだそうですけど、実に安価につくられております。このものを求めて鳥取市のほうから70名おいでいただけるということ自体、一つ見ましても、この町の持つ魅力というものは外部からは非常に大きく感じておられるということがあるということをおし添えまして、次に進みたいと思います。

次に、荒廃農地対策として、大型農家育成の連携強化について伺います。

昭和45年に始まった水田の減反政策は、水田に植林さえ認める大胆なものであったことを、みずからの経験に思い起こされます。当時は農地としての不適合性の解消とも思える部分もありましたが、圃場整備事業により面積的にも水利の面でも大幅に改善された農地が減反政策以外のさまざまな要因で、日本人特有の感覚としてもったいない状況が散見されます。この状況を放置すれば加速度的に進行することに対する認識は既にお持ちのことと思います。勝手ながらそのことを前提に、荒廃農地対策について伺います。

私は、あえて大型農家を育成するのは、国政でいうところのTPPとか大型農家育成という面に視線を向けての質問ではありません。智頭町の持つ高品質の農産物が持つまちの一つの発信力、高齢化による労働力不足、そして最も大きい産業が果たさなければならぬ再生産、望ましくは拡大再生産をまちのレベルで実現可能な部分があるのではないかとの思いからであります。

まず、智頭町の主に米は高品質であることは、食味値という数値が証明をしております。このことを基本に大型農家を育成し、農地、農家の再生強化をできないか、ご所見を伺います。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 農業の抱える課題としまして、小規模な農業者が多く零細規模のため生産性が低いと。さらに、後継者不足の深刻化と耕作放棄地の増加という点が上げられます。

この問題に対処して農業の再生を行うためには、競争力強化への取り組みと担

い手の確保が必要であります。荒廃農地の再生を行うとともに農地の集約を進め、担い手にとっての事業環境を改善することで農業の成長産業化に向けた道筋をつけていく必要がある、このように考えております。

本年度の荒廃農地再生への施策といたしまして、昨年度に続き、41集落において中山間地域直接支払交付金事業により耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、今議会に、耕作放棄地の草刈り、畦畔復旧、整地などを行い荒廃農地を再生する耕作放棄地再生事業の予算を提出しているところであります。

また、大型農家の育成に関しましては、昨年度に続き集落営農家への普及及び啓発を行うのに加え、集落営農バックアップ補助金により、穂見集落、坂原集落への機械導入経費の支援を行うとともに、本年度はチャレンジプラン支援事業のがんばる農家プラン事業により、経営規模拡大を目指すやる気のある担い手農家に対して新たに農業機械の導入などを支援することとしています。このような施策を推進することによって担い手づくりを強化し、そこから農地の集積、大型農家の育成につなげていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 先ほどありましたとおり、このたびの補正にも荒廃農地対策が予算計上されております。私どものチェックができていなかったこと等に対して不備もあったかと思いますが、昨年その種の事業的な着手が見られなかったということに対して、農業委員会のほうからもクレームがあったということをお聞きしております。

この場においてこれ以上の言及はいたしませんけれども、やはり1年たてば1年以上の加速度的な農地の荒廃が進行するということについての認識はお持ちであるということですので、ぜひこの対策の強化につなげていただきたい。加えて、これをただ荒廃農地のいわゆる復元とかそういう形にとどまらず、それそのものが公金を投入して行われる以上、それそのものをこのまちの新しい農業施策につなげていくことによって、町民の理解、公金の投入というものが成長性を持つものと思います。

大型農家といいますと、基準というものをどのあたりに設定するかについては非常に難しい部分もあろうかと思いますが、とりあえずという表現の中で、やはり1年の収穫でありますところの部分で大半の生計が立てられるというものでなければ難しいであろうと。そうしますと、農家の基準といいますもの、単に農地

を保有しているものが農家という形ではなく、農地を保有している、いわゆる権利そのものはあったとしても、農地を集積することによっていわゆる農作業から身を引き、保有する農機具等の更新等もそれをもって終わりとするというような形の中で、先ほどにもありましたように集落営農という形も一つの形であろうかと思えます。それを超えて大型農家という表現にあえて言わせていただいておりますけども、過渡的な状況の中ではそれもありだろうと思っております。

私自身、現場の状況でいいますと、高齢化が進む中で農機も傷んでくる、保有農機を更新をするかしないか大きな迷いの中にこういう集落営農というものが出てきておるわけですけど、これから先の最も必要な部分は、私は実は可処分所得の増加につながる形の中で、いわゆる農業機械の更新による歳出の削減、もしくは抑制というものをすることによって、本当の意味で農家が使えるお金として手元に残っている、それでその土地そのものが集積されることによって次なる担い手が大きなステージを得るというふうにつなげていくことこそが、これから先の、いわゆるTPPがどうこうとは申しませんが、米の相場も下がってくる、農産物の相場が下がると予想される中で、対応策としてはこういうあたりのところにあるんでないかと思っております。共倒れの防止というのはこれから先に積極的に考えていくべきであろうかと思えます。その辺のところについてお伺いします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私はこの農家というテーマの中で、やはり智頭らしい農業というのがあるはずであります。何も北海道と一緒に競争してやろうというような大それたことは考える必要ない。要はこの智頭町の農業の面積に合ったものの中で、どう耕作放棄地をなくして、そしてどうしていいものを、智頭町らしいものをつくれるかというのがテーマであろうかと思えます。

そういった中で、冒頭におっしゃったスピード感がないというようなご指摘がございました。これ確かに87集落を回りまして気がついたことは、事業に対するスピード感が欠落しておったということは事実でありますので、この席をもって今度はスピード感を出してということをお答えしながら、今、移住というテーマの中でかなり若者が、農業をやりたいという方たちが見えております。この人たちは素人である人や、あるいはどうしても自分らしい農業をやりたいということで、もう既に大阪から移住者した方は智頭に結婚して定住するんだという方、あるいは耕作放棄地を見て昔ながらのものを栽培したいと、みずからぜひ放棄さ

れた畑を貸してほしいというような若者も今出ております。そういったこともトータル的に考えて、そして一方では、ある程度機械化ができる、そういうことも当然必要でありますし、今申しましたようにそういうことも兼ね備えながら、要は智頭らしい農業に邁進するということであろうかと思っておりますので、おっしゃるような、また林業・農業を軸にしたまちづくりという提言をしておりますので、農業についても、これからますます智頭らしい農業を目指して邁進したいと思っております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 移住定住の中に農業というものが存在するということは、私自身本当に喜んでおる人間の一人でありますけれども、荒廃農地というのは、実は鳥獣害被害の温床になっておることはご存じのとおりだと。それと加えまして、本町が立ち位置として「日本で最も美しい村」連合に加盟しておりますが、景観の部分におきましてもあしき存在になるということはもう言うまでもございません。そういった観点からも含めまして、多面的な面で荒廃農地対策というのは機能する部分があるかと思っておりますので、ぜひとも、この部分に限らず農地というものは使って幾らのものであるということの中で考えていただきたいと。

大型農家育成に関する部分の中にありますのが、日南町で今取り組まれております企業との連携対策、そういったものもその中の一つに入ろうかと思っております。ぜひこれから先、共倒れの形の中で、ローンを組む形で新しい機械を、もうかりもしないのにそういうふうな形だけはぜひ抑制していただきたい。趣味の世界でやられる方につきましては、これは大いに結構ですけれども、やはりやりたくもないものを仕方なくやって、先祖伝来であるというくくりの中で縛りつけられてる形がないように、将来に夢を持って若者がチャレンジできるステージの育成というものをこれをお願いをしたいと思っております。

最後に、林業再生について伺います。

平成25年度、役場内の再編成を林業再生元年と受けとめました。さきに行われた全国植樹祭で天皇皇后両陛下のご臨席のもと、冒頭、国土緑化推進委員長である伊吹文明衆議院議長のあいさつに、「智頭林業を初めとする」という言葉と文脈に、目頭が熱くなった人は私一人でなかったと思っております。現状とその要因について認識した上で、再生への具体的な一端をお伺いします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 長引く木材価格低迷、従事者の高齢化、木材需要の減少など、林業を取り巻く環境はますます厳しくなっております。産業としての林業は完全に疲弊しており、林業をどう立て直すかは大変大きな問題であります。

そのような中、林業・農業を軸とした山村の再生をより推進するため、本年度から山村再生課の所管事業として新たに林業、農業を加えることとしたところですが、その思いは、再度林業に明るい光が差すまでの間、森林の手入れを行いながら、なりわいとしての森林・林業にとらわれず、さまざまな視点で森の活用を考え、森を借りて山村の再生に取り組んでいくという点であります。

林業の再生につきましては、智頭林業が進むべき方向を改めて突き詰めて再検討し、5年、10年の計画で再生に取り組んでいく必要があると考えております。具体策の一つとして、本年度新事業として智頭木材流通再生会議を立ち上げるなど、まずは、なりわいとしての林業の最大のポイントとなる木材流通の話題について関係者と検証し、進むべき目標を明確にするとともに、共通認識のもと森林所有者、森林組合、原木市場等がそれぞれの役割を果たし、町全体が確実に目標へと突き進むきっかけをつくりたいと、このように考えております。

あわせて、一足飛びに林業を再生できる対策というものはありませんので、智頭材が智頭材らしく出荷できるようになるまで、現在も行っている作業道の整備とか間伐等の森林の整備を辛抱強く推進していくことに力を入れ続けることといたしております。以上です。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 本当に残念なるかなということなんですが、木材価格の上昇というものは、単に智頭町の木のみが上昇していくことというようなことは100%考えられないわけですし、これは外的な要因の中でほとんど相場が決まってくるということで、これは仕方がない部分であります。この件に関して言及する思いはございません。

林業再生といいますけれども、実は林業継続なのかもしれない。そういう継続というものの中に再生と考えるのも一つの考え方かと思っておりますけれども、今、全国の議会等で取り組んでおります水源環境保全税に対する導入の動きとか、水源税、現在も施行されておりますけれども、といったものの中で、いわゆる林業地帯にどうやって下流域からのお金が還流するか、それをもって森林の維持保全、これから先に必要な手入れというものをやっていくかということが一つのキーワ

ードになってこようかと思ひます。いわゆる、要はお金の出どころをどこに求めてその事業を継続していくかということであろうかと思ひます。賀露おやじの会が提唱されました木の宿場プロジェクト等もこれに該当する部分の一つであろうかと思ひます。地道に、そしてあらゆる方向につなげていくことしか現実にはないんですけれども、これ以外にまた町長のほうで、予算化されてはいないものがあったとしても、思いの一端ございましたらお願いします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 一つだけお断りしておきますけども、木の宿場プロジェクトというのは、賀露おやじの会がおつくりになったものではございません。これは智頭町の職員あるいはボランティアの方たちが汗をかいてということであります。

それはさておきまして、智頭町は林業、93%の山を持っておるわけでありまして、この山が幾ら材が安いからといって放棄するわけにはいかないということで、再三申し上げておりますけども、いつか必ずよくなる日のために、50年後先か、あるいは100年後先かは別にして、作業道を入れたり林道ということはやっていかなきゃいかん。

そういう中で、当然老齡化してきますし、これはもう智頭町だけではなく日本じゅうが老齡化の世界、山を持っている県も智頭町と同じように悲惨な味わいをしておるといふ中で、いろいろ突破口を考えておるわけでありますけども、先般、J Tの森でJ Tの会長とお話ししたときに、これはもう腰を入れて何十年も続けなきゃいかんと。ぜひ智頭町のJ Tの森はもう40年ぐらひはおつき合いをしなければ、ただせつな的にやってもだめだと。これは知事にもおっしゃっておったことでありますけども。

そういう中で、今智頭町は森林セラピー事業をやっておりまして、その中でやはり少しずつですけども、大都会の会社が非常に目線が山のほうに向き出した。これは間違いなく大都会が今度は田舎の森に、山に目線に向け始めました。そういう意味で、実は本町も東京、大阪、名古屋、大大手の10社を今相手に、まず森林というセラピーというテーマですけども、最終的には森を守るといふ、そういう中で都会から今度は森に手を差し伸べてもらおうと、地球を守る山に手を差し伸べてもらおう。そういう仕掛けも徐々に話しながら、ただ人間の健康だけでなく、やっぱり守る人たちが先頭に立って、政治を政治家がやる前に、いわゆる

会社でやっていこうというような、そういう機運も生まれつつありますので、智頭町はそういうところをしっかりとらえて、都会の大会社と組んで林業というテーマでやりながら、最終的にはどう商いに持っていくか、これを追求していきたい、このように思っております。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 私もちよっと先ほど失礼をいたしました。勇み足でございました。賀露おやじの会と連携をしておったということに対する認識は持っておりますけども、ちよっと勇み足で申しわけありませんでした。関係者にはここでおわびをしておきます。非常に失礼な表現があったと、議場でございますので願わくば発言の取り消しができるものと思っておりますけども、それは求めません。陳謝にとどめて、私の勇み足ということであえて説明させていただきます。

先ほどございました、実は関係者から話を聞いております。JTのこの取り組みというのは日本全国各地、鳥取県でも行われておるケースがあるわけですが、非常に印象度がいいと。それからリピーターもすごく多いということの中で、各地で行われておりますこういった種の事業というものの中では優等生であるというふうに私自身も聞いております。

こういった形も含めて取り組んでいただくわけですが、要は私の考えておりますところ、いつかその日までというその日までにくじけてしまわないかと。山地として崩壊を来さないその取り組みというものの財源を求めるに当たって、マンパワーの確保も含めてどれだけの資金を調達するか。その調達方法あるいは連携方法、そういったものを智頭町独自の形でやることは、材価の形成は智頭町で独自ではできませんが、智頭町の森を守り発展させることの施策は智頭町独自の施策で可能であると私は考えておりますけども、その部分がどれだけあるかないか、これから先がある意味正念場であろうかと思えます。

一昨年、3月定例にも質問をさせていただきましたけども、杉神社が来年をもちまして60歳、還暦を迎えます。こういったところも含めてまちにあるそれぞれの存在そのものを輝かし、皆さんの気持ちがかくじけない、山地として崩壊しない一つの施策を考えていただきたいというふうに思います。なかなか回答というものはいただける状況にはないかと思えますけど、いま一度時間内でよろしくお願ひします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 確かにおっしゃるように、くじけてはなりません。ハードルが高ければ高いほど、いわゆるチャレンジしなきゃいかんということであろうかと思えます。今低迷しておる林業につきましては、かなり全国的にハードルが高い問題であります。私はハードルが高い部分にチャレンジしようと、このように覚悟を持っております。

今、杉神社が出ましたけども、日本に一つしかないと言われている杉神社、これもやはり大事にしていかなきゃいかんということのを改めて今思い直しておるところでありますので、またこれも皆さんと相談しながら、どういうふうにチャレンジするかというようなことも含め、そういうことも頭の中に置きながら考慮したいと思えます。以上です。

○11番（谷口雅人） 終わります。

○議長（西川憲雄） 以上で谷口雅人議員の質問終わります。

次に、平尾節世議員の質問を許します。

2番、平尾節世議員。

○2番（平尾節世） 今回私は、図書館について質問いたします。

読書は、想像力や知識を高めるなど人間形成に大きな役割を果たします。このことは、過去に先輩議員が何度も読書の推進について一般質問で取り上げられてもいます。

このような中で、智頭図書館は平成16年に中央公民館図書室から町立図書館となり、蔵書も人員も以前と比べると充実されてきています。しかし、関係者の努力だけではクリアできない課題がまだまだ残っています。その一つに、図書館スペースの狭さの問題、また、2階にあるということで足が不自由な方にとって大変な負担があり、行きたくても行けないという問題もあります。

第6次智頭町総合計画の中には図書館について、「新たな場所への移転が理想であるが、現総合センターを改造し面積を確保する」と記述されています。また、基本計画に基づく実施計画では、本年度、25年度は「図書館建設検討委員会を設置し新図書館について検討する」と明記されています。さらに、平成28年度には図書館を建設する計画になっています。3月定例議会には図書館の環境整備に関する陳情書が提出されていましたが、町民のだれもが気軽に利用できる公共施設としてバリアフリーの図書館の検討はどのように進められているのか、教育長にお尋ねをします。

以下は質問席で行います。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 平尾議員の図書館に関しての質問にお答えをいたしたいと思えます。

今、議員おっしゃったように、智頭町の第6次総合計画の第3章の基本計画におきまして、総合センターを改造して面積を確保するということしております。しかし、その後のバリアフリーに向け検討した結果によりますと、図書館を総合センターの1階に移すという提案は、隣にあります生活改善室の調理スペースの必要性、それから現在選挙の投票とか展示スペースに利用しておりますロビーの現状を考慮した結果、不可能であるというふうに判断をしているところでございます。また、エレベーターの設置案ということもございましたが、業者の方に見積もりをお願いしましたところ、設置の場所が予想以上に広いスペースが要ることや、それから総合センター自体の建物の老朽化により、構造的に無理であるというような報告があったというふうに聞いております。

したがって、その後に作成しました総合計画の、議員もお持ちのことと思えますが、実施計画の中で、「バリアフリーで、住民に必要な知識や情報を得やすい図書館の新設を計画し推進する」と改めております。計画段階ではありますが、平成28年度を目途に図書館を建設することとしておりますので、そちらのほうに向かっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） この実施計画によりますと、今年度、図書館建設検討委員会を設置するようになっておりますが、そういう検討委員会は今年度設置されますか。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 確かに今、実施計画、25年度に図書館建設検討委員会を設置しということを書いております。現在のところは設置をしておりません。25年度、今年度中にその問題を検討させていただきたいというふうに思えます。以上です。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 私も最近はゆっくりと読書する時間が減り、図書館へも余り行けておりませんが、智頭図書館は余りにも読書スペースが狭く、町民

がゆっくりと読書をしたり学習できる環境ではありません。また、他町の司書さんから伺ったのですが、不登校で引きこもりになりかけていた生徒さんが、図書館だと行くことができ引きこもりにならないで学習することができたというような事例も伺いました。

これから検討委員会をつくって検討をされるということですがけれども、先ほど1階に移す計画はちょっと無理ということを伺いましたけれども、2階に行くことが不自由な方にとってはちょっと解決されない問題かもしれませんけれども、現在の図書館を少し、例えば配せん室の上はずっとあいておりますので、あそこにちょっと新図書館が建設できるまで広げるとか、ちょっと廊下を利用するという、私も建築のことはわかりませんのでどういう方法があるかということとはわかりませんが、そういう読書スペースをもう少し広げるというような方法は全く考えられないのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 今お尋ねの面積の件でございますが、先ほど申し上げましたが、建物がかかなり老朽化しております。2階のスペースを広げるということも検討しておりましたが、壁を撤去することで建物自体の耐力度が持たなくなるというようなことや、技術研修室というのがございますが、非常に使用頻度が高い部屋でございます。それから視聴覚室というのがございますけれども、そちらも町誌の編さんに使用しておるということで、図書館へのスペースの転換は難しいというのが現状でございます。結論的には、28年度に計画をしております新図書館まで、スペースというか、環境面ではお待ちをいただくということになるかと思っております。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 今、智頭町は、小学校、中学校、町長の言葉だと保育園も話題の中に出ております。そういう現状の中で総合計画どおり28年度に建設できるかというのは、私、非常に危惧してるわけです。総合計画策定の責任者は町長ですが、この件に関し町長のお考えを伺います。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今、教育長が申しましたように、現在のセンターでは建物自体がもう老朽化ということで、なかなか思うようにならないということでありまして、総合計画にのっておりますので、私もそれを無視しておくつもりは毛

頭ございません。教育長が申しましたような線に沿って、この図書館問題というものを重要な位置づけということでこの25年度に立ち上げということをおっしゃっていただきましたので、そのようなスケジュールに沿っていきたいというような考えを持っております。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 町長からスケジュールどおりにいくつもりだというお答えをいただきましたので、そのようにぜひ実行していただきたいと思っております。

図書館を見ればその町の文化度がわかるというような記事を読んだこともあります。先ほども申しましたけれども、智頭町では教育施設の建設の課題が山積しておりますので、なかなか大変だというのは私も理解できますけれども、小学校、中学校の図書館を見れば、本当に何か小学校の図書館は神様がおりにきた図書館だというような表現もあるくらい素晴らしい図書館だそうです。町の中心になる智頭町立図書館が町民にとって本当に文化の向上になるような、皆さんが喜んで行けるような図書館に計画どおり進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

その図書館の本を地区公民館へ書籍を貸し出しをされておりますけれども、町民に十分周知されていないようです。利用促進への啓発はどのように進められておりますか。これは教育長にお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 各地区の公民館に、図書コーナーといたしますか、玄関あたりに設置をしております。ここの智頭図書館の職員が選書をしまして、大体1カ月か2カ月に100冊程度の入れかえをしているところでございます。この利用促進につきましては、地区によっては地区の公民館報等で区民の方に案内をしているところもありますが、ほとんどは定期的に訪れられる方、それから利用者からのリクエストを地区の公民館の職員がお聞きをして、智頭図書館のほうへ連絡するというところもございます。平尾議員の地元の富沢地区公民館では図書館の中でも利用者が多いというふうに聞いておりますし、私も以前ちょこちょこ本を借りたこともございました。智頭図書館からも、地区公民館の図書コーナーの利用促進の広報を一層充実してまいりたいというふうに考えております。先ほど平尾議員お話しになりました、智頭町では保育園、小学校、それから中学校の図書、それから智頭図書館の図書、いずれも利用が近年向上をしております。啓発も含

めてこの図書事業の空気を建設機運の向上にもつなげてまいれたらなというふう
に考えております。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 教育長もさっきおっしゃいましたけれども、大体2カ月に
1回、100冊ぐらい貸し出しをされているようですが、図書館まで出か
けなくても本が借りられるという、とっても便利なシステムで、ま
ちもだんだん高齢化の現状にある中で、喜んでいらっしゃる住
民も本当にたくさんいらっしゃいます。とっても便利なシステム
なので、もっと町民に利用していただきたいと思うわけ
です。この図書館が持っていられるのがきつと、私も全部の地区
を聞いたわけではありませんので、1日で全部持っていられる
のか地区ごとで違うのか、ちょっとその辺がよくわからないの
ですが、例えば端末で、私の地区でしたら富沢公民館にきょう
100冊本を持っていきました、皆さんご利用くださいみたい
なお知らせというか、周知方法は考えられませんか。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 今、議員おっしゃいましたように、も
っと方法も含めて啓発に努めてまいりたいというふうに思
います。ありがとうございます。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 今後啓発に努めていただくということで、
とてもいいことだと思うんですが、私が見かけるのは本当に、
公民館に毎日行ってるわけじゃないので時々なんです
が、高齢者の方がミニデイの後に3冊も4冊も抱えて帰
っておられるような姿をちょこちょこ目にします。地域に
密着したこのような施策を今後もどんどん推進していただ
きたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

智頭町の男女参画条例が制定されてから3年がたちました。しかし、男性も女性も個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる社会にはまだまだ至っておりません。社会が変わりつつあるとはいえ、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別による固定的役割分担意識や社会の中の慣習は依然として根強く残っています。このことはまちの活性化を阻む原因にもなると思うのですが、男女共同参画社会実現のためにも施策はどのように進められていますか、町長にお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 男女共同参画社会の推進についてのご質問でありますけれども、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等なパートナーとしてお互いを尊重し責任を分かち合うとともに、性的役割にとらわれることなく男女ともにあらゆる分野に参画し、活躍することができる社会であります。今日、男女共同参画社会の実現が男女共同参画社会基本法において21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられており、本町では、男女がともに生き生きと幸せに暮らせる活力ある男女共同参画社会を実現するため、平成13年度を初年度とした第1次男女共同参画プランを策定し、推進してきたところでありますが、社会情勢に即した見直しを行うため、平成20年には第2次のプランを策定、さらには平成22年4月に智頭町男女共同参画推進条例を制定し、総合的かつ計画的に推進しているところであります。

このたび策定しました第3次智頭町男女共同参画プランでは、平成29年度までの5年間を計画期間とし、具体的な施策につきましては、すべての人の人権が尊重されるまちづくり、すべての人があらゆる場面で参画できるまちづくり、生涯いきいきと暮らせるまちづくりを基本目標に掲げ、啓発活動、研修会の開催、人材育成や相談窓口の設置など全庁的な取り組みを行うため、町長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、今後5年間の実施計画を現在取りまとめているところであり、この実施計画によるプランの着実な推進と進行管理を行うこととしております。

また、今議会に補正予算計上しておりますが、全戸に第3次智頭町男女共同参画プランダイジェスト版を配布し啓発を行うことで、町民及び関係機関が連携し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行うこととしております。以上であります。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 今年度3月に第3次智頭町男女共同参画プランが発行されておりますけれども、その中で各種委員会、審議会への女性の登用の促進とか女性の人材育成とか、施策の方向が書いてあります。それで、その方向の後に具体的な取り組みというのが書いてありますけど、例えば女性の人材育成が方向で、具体的な取り組みが女性の人材育成って、何かもう少し具体的に、そのためにこういうことをしますよってというようなことが書いてないのが非常に残念だなと思って見させていただきました。書き方がなかったというのかもしれませんがけれど

も、こう申してはなんですけれども、いかにも何か、どういうんでしょう、形の上みたいな気がしてすごく残念でした。

プランに記載されている町民意識調査の結果では、共働きの家庭が多い智頭町の現状にありながら、家庭生活の負担は多くを女性が担っています。このような実態を町民に理解してもらうためには、先ほどダイジェスト版を配るとおっしゃいましたけれども、そういうこととか町の広報紙とかホームページも大切なんです、やはり耳で聞いて、そうだなというふうに実感することが一番意識を変えることには大切だと思うんです。そのような啓発は、どういう啓発を考えていらっしゃいますか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平尾議員は女性の立場で男女共同参画、こういうご質問をなされておると思いますが、今ご説明申し上げましたように、本町としては、決して手を緩めることなくこの男女共同参画の推進には正面からやっておるという自負はしておりますが、平尾議員は女性の立場から、例えば人材育成はありきたりの文言だけじゃないかというような今お言葉がありますけれども、例えば平尾議員からお考えになった人材育成というのはこういう部分がちょっと欠落しておるんじゃないかとか、あるいはこういう啓発があるんじゃないかとか、そういうことをおっしゃっていただければ、当然そのいいご意見に対しては網羅するということになるかと思っておりますので、ただ、文言的に羅列して上げておるという意味ではございませんので、そのあたりは文章化しますとちょっと冷たい感じになるような感じがしないでもないですけども、もし平尾議員から、こういうことをもう少し啓発的、あるいは中に網羅するとか、あるいは具体的にこういうことはいかがなものかということがあれば素直に聞かせていただきたいと思っておりますので、ちょっとそのあたりもよろしく願います。

○議長（西川憲雄） ちょっとその前に町長に、もし反問権の行使の場合は発言を初めにさせていただいてからでないと、これは一般質問ですので。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 反問権という意味もございませんが、いい意味でお互いに心を共通したいと思ひまして、いい意味の、だから反問権ではありません。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 先ほども申し上げましたように、私は人々の意識が変わる

のは社会が変わるのが一番だと思ってますけど、その社会がなかなか変わりませんので、耳で聞いて実感するのが一番変わりやすいのではないかと考えてるわけです。

それで、男女共同参画講演会というのが年に1回ありますけれども、それとか男性の料理教室とかというのがありますが、年1回でも聞かないよりは聞いた方が随分ましだと思うんですけど、それも年に1回ですし、それから男性の料理教室、1年に何回、二、三回だったでしょうか、それも参加する人は本当に人数がほんの少しです。そういう学習の機会、いつも私がもう少し町民が学習する機会をっていうふうに申し上げると、学習する機会を設定しても参加者がなかなかないんだって話をされますけども、参加者がいないからほっといていいという問題ではないと思うんです。だからそういう学習する機会をもう少し持っていただくとか、それから別に八頭町と……。

○議長（西川憲雄） 平尾議員、ここは一般質問ですので、反問権でない場合は質問に中心を持って行ってください。

○2番（平尾節世） はい。

その方法ですね、八頭町の場合、男女共同参画フェスティバルというのをされています。そういう学習の場を設けるとか、それから小地域の学習会がありますけど、その中にもたまには取り上げられますけれども、部落ごとに人権に関する学習会ですけど、小地域の学習会。その中にももう少し組み込んでいただくとか、そういう耳で聞いて自分で答えてというような機会をもう少しふやしていけば理解も深まるのではないかと思います。

○議長（西川憲雄） 続けて質問をしてください。

○2番（平尾節世） いや、反問ではないと言われたんですけども、町長のさっきの質問にお答えしたわけです。

○議長（西川憲雄） お答えはだめです。

○2番（平尾節世） はい。

それで、方法はそういう方法があるんですけども、今私が申し上げたような事例をもう少しふやすということはできないのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 再三申し上げておるように、本町ではこの男女平等、男女共同参画ということはかなり他町に負けない自負はしておりますが、ここで一

っだけ、反問権ということでよろしいでしょうか。

○議長（西川憲雄） はい。

○町長（寺谷誠一郎） いい意味の反問権と思っていただければいいんですけども、じゃあ平尾議員がおっしゃる智頭町がやっておる男女共同参画に対して、全くぬるいのか、まあまあやってるなとか、よくやってるなとか、どういう議員としてのお思いを持っておられるか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） そういうふうに3つに分けられるとちょっと答えにくいところもあるんですけども、そうですね、まあまあやってるなというところでしょうか。

それでいいんですか、それとも質問につなげていいんですか。

○議長（西川憲雄） はい、質問していただいて結構です。

○2番（平尾節世） 町長はよく女性の元気な地域は活気があると言っておられました、ことし2月に発行された鳥取県の男女共同参画マップによる智頭町の女性の参画状況を見ますと、県の資料ですのすごい近くの資料じゃなくて24年4月の資料だったんですけども、小・中学校PTA、老人クラブ、社会福祉協議会、地区自主防災会の会長・副会長に、両方とも女性はゼロです。公民館長さんは1人女性がいましたけれども、今年度、25年度にはかわられて公民館長もゼロになりました。

こういうことは行政が関与できる問題ではありませんけれども、町の姿勢で変化もあらわれてくるのではないかと思います。現在、県内19市町村中14市町村が、審議会等への女性の登用の目標値を何年までに何%というようなことを定めています。こういう団体なんかに町として要請できるものか、それは団体のことですからお任せするというのもわかるんですが、やはり指導的立場というか、そういうこともあると思いますし、それから目標値というのは各市町村長で定めてるわけですから、そういうお考えはありませんか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本町ではまあまあというお答えですが、まあまあでは中途半端ですので、平尾議員からよくやってるというように言っていただきたいわけですが。

今おっしゃった女性の参加が非常に少ないということの件でありますけども、

私は、女性の自覚ですね、幾ら町が男女共同参画で一緒にやりましょう一緒にやりましょうといっても、女性の方が、そんなこと言われても私はほかのことが忙しいとか、何とかかんとかっていう理屈をつけられますと、幾ら町がやろうやろうとしても、やっぱりそこでちょっと距離感が出てくるということは、言えば男女が共同でお互いがお互いを認めながらということですから、この参加についても女性の側から積極的に参加していただくと、町が男女共同参画で一生懸命訴えてるから私たちも一緒になって参加するんだと、やっぱりこういうことを思っていないと、すべてをまちにおんぶにだっこことというのはちょっといかなものかというような気がいたしますが。そうはいいながら、啓発活動をしていかなきゃいかんということで、これからますます皆さんには声をかけていこうと、このように思っております。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 私も女性の意識の変化が必要だということは重々承知しております。男性の意識の変化も必要ですけど、女性も必要です。それはわかっておりますけれども、それがその状態でなかったら、別に町に責任を全部おっかぶせてるというわけではなくて、行政としてそういう方向に、教育というところちょっとおかしいですけども、社会教育という私が言葉を使うと何か社会教育ばかりといつも言われますので、ちょっとその言葉は使いづらいんですけど、でも人間教育の中にやはりそういうことは盛り込んでいくのが、別に行政に責任をおっかぶせてるというのではなくて、行政の責任、責務だと思うんです。まちの活性化もそれにより活気が出るとか、さまざまないい方向に向かうのではないかと思っております。

智頭町は現在共働きがとても多いのですが、女性がそういうふうに出ようというのは、やはり企業の協力もなければ出にくい部分もあるんですが、智頭町は現在、男女共同参画推進企業というのが町内に6社になっております。その辺も、もちろん企業の思いですから押しつけはできませんけれども、そういう方向に企業も持っていただくと町からもお願いをするとか、施策としてこの方向に智頭町全体を持っていきたいという方向づけはやはり町で、もちろん今でもされてますし、その方向に行ってるとは思いますが、女性が引っ込み思案ばかりだからいろんなことができないというのではなくて、それだったらそれでないよう意識づけをするのも私は行政の責務だと思っております。こ

の辺はいかがでしょう。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 現在、智頭町が実施しております男女共同参画については、町の広報紙、ホームページによる住民への周知と啓発、あるいは男女共同参画講演会の開催とか、今おっしゃった男の料理教室とか、町内の職場や団体を対象とした研修会の開催、町外での研修会等の情報提供とその他、あるいは鳥取県男女共同参画センターよりん彩主催の講座・セミナーへの参加、職員人権同和問題研修会の開催、これは3回のうち1回は男女共同参画研修会と、このようにやっていることはやってるんですね。それを町の責務としてという中で我々は実行しておるといいますので、少し町がやってることが何か女性を動かさないというようなニュアンスに聞こえなくもないんですが、女性の方もぜひ女性の立場で、平尾議員も町もやってるんだからあなたたちも一生懸命参画しようというように言っただけならば、もっともっとふえると思います。以上です。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 時間になりましたので。

町がやってるといっても、それから女性の方がもう少し意識改革、女性も男性もです、意識改革をしなければということも私も十分承知しております。

最後になりますけれども、先ほどの目標値を定めるお考えはありませんかというところですが、最後に町長に質問をして終わります。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 女性の目標値というのは、登用する目標値、出席する目標……。

○2番（平尾節世） いえ、そうじゃない。登用の目標値です。

○町長（寺谷誠一郎） でき得る限り、これはもう当然考えておりますので、でき得る限りということで。具体的にこれについてはというおっしゃいませんので、多岐にわたって考えさせてもらいます。以上です。

○議長（西川憲雄） 最後になります。

平尾議員。

○2番（平尾節世） いや、終わろうかと思ったんですけども、各審議会等への女性の登用の目標値ということで、一つ一つこれにこれにこれにということはおつとつかえってできないと思うんです。だから全体で、例えば何年までに何%と

いうのを、別によその町村をまねるわけではありませんけれども、14市町村は決めてるわけです。その辺のところをお伺いしたわけです。

○議長（西川憲雄） 時間になりました。

○2番（平尾節世） はい、終わります。

○議長（西川憲雄） 以上で平尾節世議員の質問を終わります。

時間の都合上、もう1名、一般質問を続けます。

次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

5番、岸本眞一郎議員。

○5番（岸本眞一郎） 私は、町長に通告済みの二つの質問についてお尋ねします。

まず1点目ですが、私たち議会は3月定例議会で平成25年度予算について審議をしました。その中に智頭町観光協会の補助金も含まれていました。予算特別委員会での私の観光協会への補助金の決定過程についての質問に担当課長は、補助金等の予算要望が出ており、それに沿って予算を組んでいるとの答弁でした。つまり、観光協会は現行組織で25年度の事業を執行する前提であったと思われます。予算を審議した議会も当然、現行組織が25年度事業を執行するという前提に立って、予算が観光行政に資する成果を出すか否かの審議をしてきたものであります。そして3月21日にそれを可としたものであります。

それが3月28日に観光協会の理事会が開かれ、町長がどういう立場で出席したのかわからないが、そこで町長はこのような発言をしております。「とても唐突な提案であるが、新生観光協会を実現するために、ここで理事の皆さんと事業を一たんリセットしてゼロからのスタートとを切りたいと考える。民間の次元から新生観光協会を運営するために、現会長の副町長も引かせるのでこの考え方にご理解を願いたい。」との発言をしております。こうしたことを受けてか、役員は辞職し、5月2日に大幅な組織変更を伴った新体制が発足したところでございます。

このことは、予算の執行や成果等に大きな影響を及ぼすものであると判断をいたしました。3月定例会の終了からわずか1週間後の町長の観光協会での発言を見れば、十分予算審議時に議会に説明できたのではないかと。それがなされなかった理由や、発言の意図についてお尋ねをいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 観光協会の運営につきましては、私や副町長が会長を務めてまいりましたが、観光客の価値観やライフスタイルの変化、多様化に対応、顧客ニーズに合わせた魅力ある観光地づくりができる組織となっていくためには、民間主導での運営に変更していくことが理想であると、こういう考えは従前から実は変わっておりません。それらの体制が整うまでの間ということで私や副町長が会長を務めてまいりました。議会においての審議でもそのような趣旨で幾度もお答えをしてきたところであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 町長が今の答弁の中で、従来から観光協会を変更しなければならぬと発言をしてきたということでございましたが、じゃあ例えば今回の予算の審議のときに、私が当然、先ほども言ったように観光協会の予算の成立過程について質問したわけです。そういう中で、やはり組織が大幅に変更するということが予見されてあれば、当然近いうちにこの体制が変更になりますという説明があって、議会としてはそういうものをしっかり受けとめた中で、この予算が予想される成果等を上げるかどうかを加味して審議できるものでありますが、この予算審議の中ではそういったものがなされなかった。ということで、だから町長がここに発言に言ってるように、唐突であるがというような発言が出たのもそのあらわれでないかと思っております。ですから、従前から説明してきたのでこの体制が変わったのは予定どおりだと言われておりますが、中の理事にとっても、それこそ青天のへきれきのような発言であったというぐあいに多くの理事が言っておりますので、そこら辺の相違があるように思いますが、本当に町長は従前からこの組織の変更というものをしっかり説明してきたと言われるのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私は、この町の町長であります。町長というのは、今さら言うまでもなくすべての責任者ということでありまして。これは、この25年度の予算についてあたかも私が皆さんを、議員を、言葉がどうですかね、私自身が皆さんをペテンにかけたような、もう要するに議会を予算を通過して、あと急激にハンドルを切ったというようなニュアンスで岸本議員はその点を突いてらっしゃると思っておりますけども。これは観光協会じゃなくて町の立場というもので考えてみますと、これは正直、私が町長でありながら遅過ぎたと、このように実は反

省しております。

何も急に思い立ってというわけではありませんが、従前から、要するに私はいつまでも観光協会の会長をするわけではありませんということを再三今まで申し上げております。岸本議員にもそういう一般質問を平成20年9月議会で受けておりますし、また、安住議員にも平成24年3月、一般質問を受けて、そのときに私のほうは、しっかりした段階で後任にお渡しすると、それからまた、いつまでも観光協会長を務めるつもりはございません、道筋をつけた後、後任にお渡しするというようにしております、こういうことをずっと言ってきたわけです。

そこで、唐突にとられておりますけれども、観光協会というのは、一度理事会にもオブザーバーで出ていただいたかったと思うわけですが、岸本議員にも。過去、理事が非常に多数になっております。もうずっと以前から私も観光協会会長をしておりまして、今までこういうものをほっておいたという責任は感じております。観光協会の理事が36名という、これは恐らくどこにもないような組織体系になってしまっておるわけですね。それを以前から、私自身が観光協会の会長に就任して以後もこれを変更することができなかつた。これは私の失態でありまして、いわゆる鳥取自動車道も開通したことでありますし、もう一刻を争うと、そういう意味ではやっぱり刷新しなきゃいかんと。過去の理事が一人一人がいいとか悪いとかそういう意味じゃなくて、皆さんもそれぞれ努力してきてこられたけども、やっぱり時代のチャンスというものも乗りおくれたらもう大変なことになるという思いでありまして、何もいいかげんにいつかの思いでというようなことは毛頭ございません。智頭町の観光、智頭町としてのそういうこれからの世の中の動き、それから森林セラピー、あるいは民泊、あるいはいろいろな事業がいわゆるどんどんふえてきております。その中で、この今まで旧態依然とした理事会で果たしてそういうものを組み込むことができるかどうかというようなこともありましたので、そのあたりはご理解いただきたい、このように思っております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今町長が言われたように、理事が36名おって、総員が39名以内ということになっているようです。言われたように、理事が多いから時代の変化に合わせた運営ができないのだという事実があれば、それは理事会の内部、観光協会の内部で議論をしてみずからが変革するという手続があつてこそ

実現できるのではないのでしょうか。これが今言うように、今回、当の理事さえも突然の町長の提案だったという受けとめ方の発言があるということは、ほとんど何か内部でそういった協議がなされてなかったのではないかなということを見受けるんです。当然、今さら言うまでもなく観光協会というのは民間団体ですので、町がお金を出すから町が介入するという部分もそれはあっていいと思いますが、それはお金の使い方とかなんとかの問題であって、組織の変更とかについてはやっぱり内部の議論に任せるべきものではなかったのかな。もし町長が言われるように自分が会長のときにそういう認識を持っていたということであれば、当然それは理事会の中で投げかけて、内部で議論をした上で方向性を出すというのがよかったのではないかなと。

私が今回心配するのは、要は、新しい体制ができてもし理事というものの位置づけがボランティア的な位置づけも相当大きい部分があって、そういった体制がだめだということになれば、このボランティアという部分が、皆さんがやる気がなくなってくる。だから新しい体制をつくっても実行する部分が大きな支障を来すという懸念があるから私はこのことについて町長にお尋ねしているんであって、いま一度組織の体制の変更についてのあり方について、本当にどうだったのか、もう一度そこらについてお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） どなたからお聞きしたかはわかりませんが、正直申しまして、これは私が会長を引き受けた時点、長い間やっておりましたけども、内輪と申しますか、正直言って仲よしこよし的な雰囲気非常に強うございました。町としては新しい発想で時代に合った森林セラピーとかいろいろ企画をやるわけですが、観光協会としてはこういうものは一切受け付けないというような中身でございました。そんなことをするとかなわんわいと、いろいろあるわけですね。そういう中で、いい悪いは抜きにして、内輪で36名理事の中で仲よしこよし的なゆるい雰囲気がある。あるいは、ここで言うべきでないかもしれませんが、何となく因習的なものもまま見られた。

そういう中で、時代はもう早急に進んでるわけですね、どんどん。高速道路ができ、そういう中で旧態依然とした雪まつりの滑り台をつくったり、那岐山に上がったり、それからどうだんまつりのテントを張ったり、これも大事なことです、これを今までやっていただかなかつたらできてないわけですから。しかし、

それはそれで、もっともっとスピード化した理事の体制が必要だということで、今回これまでの観光協会の運営体制から脱却して、理念と目標を明確にした観光協会の運営体制、こういうものを構築するということで今回の組織編成をやったと。

おっしゃるように、唐突じゃないかということではありますが、確かに言われておることも、ベターであったとは思いません。確かに勇気を出して、やっぱり変革するときには勇気を出さなきゃいかん。そういうことで、私の全責任でそういう体制をつくるということで、おかげさまで町外から応援、応援というほど、15名の理事を選任いたしました。中に学校の利活用問題、そういうこれからの観光というテーマも入れておりますので、15名の構成の中には地区代表6名、これは地区ということですね、それから学識経験者1人、エージェント、プロを1人、それから県の関係も1人、観光関係の方を1人、まちづくり関係を1人、住民2人、町内企業1人、そういうようなことで外からいわゆる冷静に見られる、そういう方を実は登用しております。

そういった中で、確かに早急にハンドルを切った嫌いはなきにしもあらずと、これは私は弁解はいたしません。その中で今回いろいろ事業をやっておるわけですが、ある人は岸本議員のおっしゃるように、もうやめたという方もあれば、よしよしと、あくまで我々はボランティアだから手伝いは幾らでもするよということで参画していただいております、事実。そういう中で、これから広範囲にわたって智頭町全体を包含するようないわゆる体制をつくったわけですから、すべての観光、6地区の観光、それから石谷家住宅の観光、板井原の観光等々、それから鳥取自動車道にいわゆるリンクする観光、すべてこういうところから発信していくと。それで、これから一緒になってボランティアでやるぞという方もおかげさまで出てますので、今ボランティアで何人かはいらっしゃいます。もうやめたと、それはそういう方のお話を聞かれたかどうか知りませんが、事実そういう方もいらっしゃいます。そういう中で、黙々と智頭町というのは時代に即応した観光行政をやっていただかなきゃいかんし、私もそれなりに観光協会をバックアップしながらやっていくということでもあります。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今の町長の答弁の趣旨を私なりに解釈しますと、やっぱり観光協会の今の体質が古い体質でなかなか新しい時代の動きに対応し切れない

ので町長の責任として思い切って大なたを振った、だからその責任は私が持つというように私はとったんですが。ちょっとそこら辺、そういうとらえ方でよろしいんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然、私は町長であります。すべてのことに責任をとるのが、どんなことでもやぶさかではありません。それだけの覚悟を持って事業をやっております。そういった意味で、ベターとは言えなかったかもしれませんが、私はこの改革をしたことに何ら町長としての責任逃れをしようとも思っておりませんし、むしろあすに向かっての新しい体制を切り開いたという自負を持っておりますので、そのあたりはご心配ないように。私は逃げも隠れもしないということだけは申し上げておきます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 町長のその決意はよしとする部分がありますが、私がちょっと心配なのは、やっぱり民間団体ですね、やはり観光協会は民間団体ですので、それを外部から急ハンドルを切るような、そこら辺があつれきを生むことによって、今言うせつかく指定管理も含めて2,200万近い補助金を突っ込んでる組織が、本当にその補助金がいい成果を生むのか心配になってくるのは当然なんです。それで、今回会長になられた方が放送大学の鳥取学習センターの所長ということで、外部の方ですね。なかなかそういった今の新しい時代の動きに外からおって組織対応ができるのか、また、いろんな行事のこれまでボランティア的な部分が強かったものがやはり指導していけるのか、そこら辺についての心配はしなくていいでしょうか、そこら辺についてちょっとお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 確かに民間団体ということで、今人数も申し上げました。ここなんです、問題は。いわゆる内輪から脱却して勇気を持って改革をして事を運ぶ。確かにあつれきというのは、私は実は覚悟をしてることです。これをあつれきが怖いから、もうちょっとほっとこう、まあまあ何か言われるから知らん顔して内輪でいっちゃえということで、果たして町長職が務まるのかどうか。やはり本物のまちにするためには勇気が要ります。確かに私のやった急ハンドルを切ることによって数人の方を、町長憎し、あるいは反発、反感、これは当然出ることであります。しかし、それが出るからちょっとやめとこうでは、私は

町長としての資格はないと、断じてそういう思いで断行いたしました。

それから、民間団体のご心配でありますけども、適当に人数を集めたわけではございません。いわゆる外を知っているエージェントですね、これプロ、そういう方、それから県のいわゆる観光にタッチしておるようなそういう観光関係の元というような方、そういうたけておる方を実はお願いしました。これも非常に苦労いたしました。簡単にほいほいといって集まるものではありませんが、智頭町の観光をどうしても、これから鳥取自動車道でバキュームカーのように吸い込まれてむしろ閑散としたまちにはしたくありませんので、これから自動車道からどうしてもおりにいただく、そういう施策に打って出るためには内輪だけではできない。いろんな角度を持った方の意見等々を把握しながらやるということでありますので、ご心配の向きは確かにご心配かもしれませんか、このままやらせていただきたい、このように考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） もう今さら、組織体制が大きく変わりましたのでそれを後戻りせよというつもりはありませんが、私はやっぱりこの改革するということに、内部からみずからが、やっぱり自分たちが変わらなければならないなという部分で、特に問題提起をできる立場に町側がおるわけですのでね、職員も派遣していますし、そういう中で改革をしていって新体制が生まれることがベターなのではないかな。そのことが、今言うこれまでボランティア的にやってた方のそのまま協力ができるのではないかなと、そういうことがやっぱり今回ちょっと見えなかったのが、確かに指令塔はできたが、その下の手足が本当に活動できるのかなという大きな心配をしますので、では最後に、そういった手足となって動く方は、十分これからやっていってやっぱり民間団体としての活力を発生させる、そういった町としての指導体制をするというか、そこら辺について再度聞かせてください。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 岸本議員のご意見として受けとめさせていただく中で、これから、おっしゃるようにやはり町内のボランティアというのは欠くことができません。その中で、これから町内のボランティアの、おれたちも汗をかいてやろうという方を先頭になって私も集めようと、その覚悟はできております。要求ばかりじゃなくて、おれたちも汗を流すというお願いどおりに、おれたちも汗を

流してやるという方にこれから観光協会に入っていただく努力はいたします。

最後に、岸本議員のご意見として承ったことは、やぶさかでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、続きまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、住宅新築資金にかかわる貸付金償還に伴う手続について質問いたします。

同和地区住宅新築資金貸付事業から既に30数年を経過し、本来順調にいけば既に償還が終わり事業の成果が残るばかりとなるはずでしたが、残念ながら貸付金の滞納が発生し、真の事業完了となっていないのが事実です。さらに、30数年の年月は当事者である借受人や連帯保証人の高齢化も進み、亡くなる方もだんだんと出始め、相続人にとって債務の状況がわかりにくい状況が生まれ、特に複数の事案に保証人となっている人の相続人にとってはなおさらのことです。

そうした中、ある日突然に借受者相続人がいるのに保証人のところに滞納金返還請求書が来ることは、心理的に受け入れることが難しいことが予想できます。

こんな事態を生じないようにするために、現状の貸付償還金滞納処理規則等の現状と変更等の見直しするつもりはないのかお尋ねをいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 住宅新築資金等の貸付事業、これは同和対策事業の一環として制度化されて以来、対象地域の住環境整備が大きく改善され、今日に至っております。しかし、この貸付事業の資金の償還は長年にわたることから、借受人の経済的変動による生活困窮や計画性を欠いた生活設計、あるいは傷病、あるいは破産等々で滞納になっているケースも多く、これに加えて借受人や連帯保証人の死亡など人的変動も発生しておることから、貸付金の償還は大変実は苦慮しているところであります。

岸本議員の質問のありました借受人死亡に伴う償還金の請求についてであります。智頭町住宅新築資金等貸付条例及び施行規則等での定めはありません。これは、住宅新築資金等貸付金が私人に対する民法上の金銭消費貸借契約に基づく民事債権であるとされており、請求とは権利を行使する行為として民法上に定められていると、このように実は理解しております、ということです。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今の答弁では、借受人が亡くなったときに滞納の償還金

の請求については条例には定めていないが、民法上の解釈によってどちらにでも請求できるという判断に立ってるといふぐあいに解釈をしています。確かに民法上ではそうでありましようが、初めにも言ったように連帯保証人にとっては心理的に、借受人の本人がいたり相続人がいるのにいきなり自分のほうに、取れるところから取るという原則に立ったときに、連帯保証人の方が払ってもらえるだろうからという判断で来るという場合があるのでね、そのときに、心理的に保証人にとってはやっぱり債務者にまず請求をしてほしいという思いがあると思いますのでね、だから私が言ってるのは、そういった手続の手順を順序として明確にしたほうがいいのではないか。これは例えば他町村等でも既に実行されている事案ですので、智頭町としてもそういったことにしたほうがいいのではないかという私の質問ですので、その辺のことについてお答え願えませんか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、実に悩ましい問題であるということは私も実にかけております。これはなかなか難しい問題でありまして、詳細については税務課長のほうで、そういう法的な等々ございますし、税務課長のほうから答弁させますのでよろしくお願いします。

○議長（西川憲雄） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 岸本議員から質問のありました、いわゆる手続上の死亡した連帯保証人、あるいは借り受け者に対していきなり請求ではなく、事前にこれだけの債務を抱えて相続権がありますよということを通告する、あるいは明らかにしておく必要があるのではないか、したがって、条例をそのために、あるいは規則をそのために変えるというか、そういったことが好ましいのではないかということであろうかと思えます。

実は私自身も、現状において条例・規則を変える必要はない、このように理解をするものであります。その理由と申しますのは、現状において長期の滞納者、しかもその方が亡くなっておられると、連帯保証人の方も亡くなっておられる場合には、債務の承継をすると、いわゆる債務引き受けということがしかるべき相続人に対して求められる行為であります。これは事務処理上のことではあります。そういったことを順序立てて処理することによって債務は継承されるということになろうかと思えます。

しかし、先ほど申し上げましたように、長期の滞納であって非常に徴収が困難

ということにもなりかねません。中には時効の中断ということも余儀なくさるとい場合も当然考えられます。したがいまして、我々といたしましては、ケース・バイ・ケースによっては待ったなしで請求ということもさせていただかなければならないということにもなるということは承知おきいただきたいと思います。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今の西沖課長の答弁では、基本的には条例に定めている手順をしっかりと厳守していけば、私が言ったような改めて明記する必要はないというぐあいに受けとめました。

実は、今言ったように確かに条例をしっかり手順を踏んでいけば多分そうだろうと思いますが、現実にはなかなか条例の手順どおりになっていない実態があるんです。例えば滞納が発生して3カ月6カ月、その都度、連帯保証人等に連絡するように明記されているんですが、本当に連帯保証人なんかに聞きますと、こういったせっぱ詰まってから突然に、あなたのなってる連帯保証人にはこんだけの債務がありますというような連絡が来てびっくりするというような例がままありますのでね、それはやっぱり今の条例がきちんと遵守されてなかった裏づけだと思います。ですから、そここのところについて、やはり今の条例の実施状況の点検と、本当にこれからそういう反省を踏まえてしっかりやっていくという姿勢なのか、そこら辺について、ちょっと今の条例の実施の現状と今後についての考え方について再度お答えください。

○議長（西川憲雄） 西沖課長。

○税務住民課長（西沖和己） 町長の説明にもありましたように、発足以来かなりの年数を経ております。この間、事務担当者は、資金の貸し付けから、あるいは償還完了までの期間に起こる諸問題に人がかわりつつある中で適切な処置をしてきたのかというと、いささか議員が質問されたように突然請求が行くというようなことにもなりかねないという実情も抱えておるのも事実でございます。

したがいまして、事務処理上の内容というものは努めて債務引き受けがしっかりなされておるのか、継承がしっかりなされているのかいま一度検証しまして、その徴収に対する努力は事務処理上努めなければならないと考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 大体考え方はわかりました。

少し最後に確認しておきたいんですが、やはりこれまでの条例、規則というものが厳正に執行されてない部分というものがあって、やっぱりその反省に立って今後はそういった条例に基づいた処理手続をしっかりとやっていくことによって、今言ったように債務者、連帯保証人に突然そういった債務の存在が来るといようなことがないようにしていくというような考え方であると私は今解釈していますので、それでよろしいのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西沖課長。

○税務住民課長（西沖和己） 初めにも申し上げておりますが、長期にわたる滞納者、しかも非常に徴収が困難という事案におきましては、触れましたように時効が進行していくということも考えられます。したがって、私たちが適切に事務処理を遂行するというには努力を重ねますが、ケースによっては、行政上のこの資金の債務不履行を防止するために請求行為ということもやむない場合があるということは承知おきいただきたいと思えます。

○議長（西川憲雄） 最後の質問になります。

岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） ケースによってはそういうこともということですが、そういうケースが出ないための再度債務の状況をしっかり点検する中で、債務の相続人を含めて保証人に現状をまずしっかり知らせていくということがまず前提なのではないかなど。それがないから突然の通告になるという事案が発生するものだと思いますので、いま一度見直す中で、債務者、保証人に現状をしっかりと知らせていくという手続もやってもらいたいと思えますが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西沖課長、手短にお願いします。

○税務住民課長（西沖和己） 検証の上、対応すべきことは対応いたします。

○5番（岸本眞一郎） 以上で終わります。

○議長（西川憲雄） 以上で岸本眞一郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時14分

再 開 午後 1時16分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

1 番、中野ゆかり議員。

○1 番（中野ゆかり） 一般質問の冒頭に当たり、まずは、西尾病院管理者が今月 16 日に辞任されるとのことを先般の全員協議会にて町長からお聞きしましたので、これまで智頭病院の管理運営に尽力してきてくださったことに対し感謝申し上げます。西尾管理者、どうもありがとうございました。

さて、私は、智頭病院改革プランの実施状況について質問させていただきます。

智頭病院では、平成 21 年 3 月に智頭病院改革プランを策定し、着実にプランに沿った改善を行われてきました。例えば那岐と山形地区に診療所を開設したり、病床数を 99 床とすることにより交付税の増額につながられました。また、訪問看護ステーションを併設型から単独型に変更することにより、介護報酬増額につながると同時に訪問看護指示料の加算などを可能とするなど、さまざまな工夫によって増収を図ってこられました。さらには施設内テナント契約や自販機設置契約などを見直すなど、細部にわたり涙ぐましい努力をされています。

さて、そんな努力をされてはおりますが、智頭町及び近隣の市町村の人口が減るとともに、智頭病院における外来患者数や入院患者数も年々減る傾向にあり、今後ますます病院経営が厳しくなることが予想されます。

そこで町長に質問いたします。現在の医業収益の現状分析と、増収につなげるための方策があればお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 智頭病院改革プランの実施状況についてお尋ねであります。このことについては、毎年の予算特別委員会、決算特別委員会や民生常任委員会などで病院事業管理者から逐一詳細な説明をさせているところであります。

その中で、病院の医業収益を伸ばすには、医師、看護師等のスタッフを充実しなくてはならないことは議員も十分ご承知のことと思いますが、何をさておいても特に医師の確保が重要だと考えております。しかし、智頭病院は、平成 22 年度末の内科医師の退職、平成 23 年度末の外科医師の退職に伴い常勤医師が 10 名から 8 名になっており、今後 5 年間のうちに 3 人の医師が定年を迎えるといった厳しい状況にあります。私としましても、いろいろと情報収集に努めるほか、鳥取市や岩美町と連携して医師の確保に向けでき得る限りの力を注いでおりますが、残念ながら一朝一夕には難しい状況にあります。

以下、冒頭の中野議員の西尾病院事業管理者にねぎらいのお言葉があったよう

に、きょうが最後の定例の議会になりますので、詳細は病院事業管理者から答弁をさせます。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 医業収益増の方策についてお答えいたしますが、その前に、ねぎらいの言葉をいただきましてありがとうございます。

平成23年12月に議決していただきました改訂版の智頭病院改革プランに沿って努力しているところでありますけれども、町長答弁でありましたように、医師の退職により医業収益が減少しております。そこで、医師確保に向けて鳥取市、岩美町とともに行政機関で協議会を立ち上げるとともに、市立病院、岩美病院と私どもの病院とが密接な連携を進めているところであります。

こうした取り組みによります具体的な事例としましては、平成23年度末の外科医の退職後、市立病院の院長みずからによる外科の週1日の診療援助でありますとか、市立病院医師による老健施設や健診センターへの派遣を速やかに行っていたところでもあります。また、県が行っております医師特別養成枠の第1号がこの春から初期研修中でありまして、平成27年度からは現行の自治医科大学の卒業の医師と同様に各医療機関に派遣されるということになりますので、それにも期待をしているところであります。

こうしたことに加えまして、医業収益の源であります医師の確保以外の事項については、先ほど議員からもご紹介していただきましたけど、デイケアの受け入れ定員であったり20人から25人というようなことで増員しましたり、ウィークデーの祝日も運営するといったようなことで、より利用しやすい在宅医療を拡充することや、訪問看護ステーション、健診センターの増収を図っているところであります。

これらのデイケア、訪問看護や健診部門の収益は平成22年度約1億円であったものが、この平成24年度では約1億2,200万円となりまして、2,200万円ほどの増収を図ることができております。さらに広い意味での医業収益ということで、各種診断書料や病院施設の使用料を見直しまして、自動販売機などの売り上げ手数料の増収策や、未収金の発生防止ということでもちょっと増収ということにはかけ離れますけれども、クレジットの利用を始めるといったようなこともやっております。今後とも増収につながるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 智頭病院が経営が苦しいのは、全国적으로ご多分に漏れずお医者さんが少ない、看護師さんが少ないからであるということは再三聞かせていただいております。町長、これっていうのは、私、別の聞き方をすれば、町長が毎回言われてるように、全国にお金がない、お金がないから町村もお金がないんだというような、町長が言っておられるところが全国的に多いということを経験してはいますが、何かこれにとっても似てるように感じるんですね。お医者さんがいない、看護師さんがいない、だからというような理由がどうしても私、納得できない。

ということで、本当、この智頭病院改革プランの中身について、真剣に中身を見てこのたびの質問に至ったというわけなんですけれども、例えば智頭病院改革プランの中の21ページ、収益増加の取り組みという項目がありまして、各部署の業務のあり方を基本に立ち返って見直しますというような項目があります。文章があるんですけれども、具体的にこの取り組みについてをお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） これは組織の再編というか、そういうことにも関わってくると思うんですが、平成23年度から組織の再編成というか、改正をしておるんですが、それまでは部制というようなことでしっかり仕分けをしていなかったり、あるいはそれぞれの職員の職務職階というものがきちんとした命令系統が示されないまま、例えば事務部門でありましたならば事務部ということで、現在は総務課と経営課ということできちんと課長という責任者を置きつつ、それなりに以前よりはより明確な組織に仕上げたと思うんですが、同様のことが、ほかの例えば薬剤科であったり検査室であったりというようなメディカルの部分にもきちんとしたことがしけたと思います。そうしたことが命令系統によるところの上からの指示であったり、あるいは下からの意見の吸い上げであったりというようなことが速やかにできるようになった、きちんと伝えることができるようになったということが、先ほど引用されました21ページのところの具体的なといいますか、そういう取り組みにつながっておるといっていただいています。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 平成23年度に組織の編成が行われたということですが、

組織部ができて見た目にも組織の指揮命令系統がわかりやすくなったと思います。しかし、私が病院の職員さん約20名弱の方にお話を伺ったところ、多くの方が自分の職務、職責についてはあいまいだと言われていました。

そこで確認のため質問いたしますが、職務、職責を文章化したようなものはありますでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） そうした事務分掌表といいたいでしょうか、それが文章化したことのものになるんですけど、通常それは事務部門ではかなり細かいものがどこの病院でも、あるいはどこの組織でもきちんと整備されておるんですけど、例えば看護部の何々病棟のだれそれはこれをしてあれをしてということとは通常どこの病院でも定めておられないと。といいますのは、変則勤務といいたいでしょうか、入れかわりの勤務で、それぞれきょうはチームリーダーになる日、あるいはサブリーダーになる日、あるいは受け持ちの患者さんをどういうチームでというようなことで、その勤務によっていろいろ役割が違ってくるといいたいものがあります。ということで、そういう書き物にしたような事務分掌表といいたいの、事務部についてはきちんとしたものが当然ございますけれども、他の部署についてはそうしたことといいたいのをつくってございませぬ。以上です。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） その都度業務の、言えは臨機応変に対応していかなければいけないためというふうに受けとめたんですが、例えば主任がするべき業務はこれである、また主幹はこれだ、室長は部長はといったような大まかなやはり職務について職責について文章化する必要はあると私は思うんです。

そしたら、臨機応変に対応していくためとはいえ、それはなぜつくらないんですか、その文章化していかない理由をお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 私も今まではかの部署で病院とかそのほかの職場にもおりましたけれども、病院などで看護部であったり検査科であったりというところでの事務分掌というのを見かけたものがないというか、つくったものがないので、なぜって言われると、そういうものなんだろうなとしか私自身は感じておりませぬが、先ほど、例えば診療技術部長は何をするべきもの、診療部長は何をするべきもの、科長は何をするべきものというようなことぐらいはというこ

となんですけど、強いてそれを書き上げるとしたならば、診療技術部、コメディカル部門の総元締めというか、総責任者になるんですけど、そういう人のものに文章で簡単に書くとするならば、診療技術部に属する部署の総括をすることということが一つ加わって、あとは通常的那个人が放射線室なるところから、線室というか、なっているものであれば、当然そこの中での業務に日々当たりながらそういう診療技術部の取りまとめをするということになりましょうし、診療部長というのは医師の集団での部長になるわけですけども、これが内科の医者であれ整形であれだれであれ、診療の取りまとめをする者ということを書けば、強いて書き上げればそういうものなんだろうと思います。

何でそういうものがないのかということについては、私はちょっとほかでも事例を見たことがないもんですから、なぜかということについてはちょっとお答えできませんけども、済みません。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） なぜ文章化しなければいけないのかという逆の問いだと思んですけども、言えば、例えば室長と副室長、これはどのような業務の差があるんでしょうか。例えばそのことについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） そういう一つの事例でありますなら、こういう役場というか、その組織で置き直して考えていただくとわかっていただけるかなと思うんですけど、それぞれの課に課長がおられ、そしてその次席といいますか、それを補佐する形で課長補佐ということでおられるわけですけど、課長はその課の総責任をとられます。ただ、課長に事故があるときといいますか、課長不在のときには課長にとってかわってきちんとその役割を遂行しますよという立場の者でしょうから、通常そうした場合には事務分掌表なんかで書きあげますのは、課長は当然、課の総括と書いてあり、課長補佐には、課長を代理するといいますか、補佐するということが書いてあって、あとは個別具体的にそれぞれ属人的な仕事が張りついておれば、そういうものが一つ二つというか、とか書いてある、そういう性格のものだと思います。

だから室長なり室長補佐がどうなんだと言われれば、室長はその部署の何々室というところの最終責任。その室の責任者として頑張ってもらおう。室長補正は

室長が不在のときであったり、あるいは室長がおられたとしても、相談役というか、補佐をしてきちんとその組織を責任あるきちんとした組織として成り立てていくというものだと思っております。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 昨日、水防訓練が行われ、改めて組織の指揮命令系統の大切さを感じました。例えば水防班長はいつどんなときにどんな号令をかけて団員を動かすとか、例えば班長が一人ではなく三人整列した場合どうのこうのというようなことがきちっと文章化しているからこそ、迅速かつ正しく動くことができたのではないのでしょうか。

病院というのはとても大きな組織です。その大きな組織が自分の職務、職責が何となくしかわからないというのはどうなのでしょう。組織としてこの体制の見直し、この肩書での表はつくったものの、本当に正しく全職員が動いていけるのでしょうか。先ほど冒頭にも申しましたように、実際病院の職員さんに伺ったところ、自分の職務、職責があいまいであると私は聞いております。ですから、本当に自分が何をしなければいけないのかということは文章化し、かつ、それができた上で自分が判断して動けるようなことに持っていかないと、この組織体制を表にしました、はい、できましたではないと私は思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 確かにプランの中では、10ページの中にきちんとした改革後の病院組織図ということで、部制をしきましたよと、各部長のもとにそれぞれ診療科長がいたり診療技術部のほうでは薬剤科長なり各室長といったようなことできちんとこれは整備しました。これが図をかいただけで何ら機能しないというのは、これはちょっと心外でございまして、これに基づいて23年の4月からは、それぞれの部長がそれぞれの自分の配下であるところの課長、室長にきちんと情報を伝え、指揮命令を伝えるということで整備できたこの状態に従って事を進めてきているように思います。

さき方、うちの職員の方、20数名ぐらいに話を聞かれたという中で、自分の責任というか、自分の仕事の分担がいまいちよく幅がわからないというか、どこからどこまでがというようなことを答えてる職員がいたようでありましてけれども、逆にそういう、自分はここまでしか手を出さないよ、あとはあんたの仕事でしょ

みたいなやり方でできる部署もありましょうし、そうしてはいけない部署もあると思うんですね。だから、自分はまだ平の職員でこれは主任さんの仕事かもしれないけど自分は今手がすいてるから頑張ろうと思ったり、あるいは上のほうの主任であったりいろいろ副室長であったりという者が、部下の仕事についても自分はここまではもうする必要はない職なのかもしれないけど手を差し伸べていくといったようなことも必要なんでしょうし、それはその小さい組織ですから、この智頭病院の組織で考えてみますと、例えば薬剤科であったら現在2人しかおりませんが、2人や3人の組織がこの診療技術部の中では3つも4つもあるわけです。それぞれの小さい組織の中でそういうことがきちんと日々意思疎通ができつつ、現在まできちんと私は業務が遂行できる形になってると思っております。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 改めて組織の中を見ていただいて、一人一人が職務、職責を全うできているのか、把握しているのかというのを確認していただきたいと思います。

次の質問に移ります。順番をちょっと変えさせていただきます。

4番目の質問をさせていただきます。施設内「そよかぜ通り」に意見箱を設置されていますが、意見箱はいつだれがあけて、意見があればだれがどのようにその内容を検討され公表しているのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 意見箱は1階ロビーと地階、それと各病棟に設置しておりまして、投函していただけるようになっております。それは総務課の職員がおおむね週1回程度、意見箱を確認しまして、ご意見が寄せられておれば関係部署で内容等を調査した後、回答案を作成しまして、院長や病院事業管理者、私どもの決裁を経て1階のそよかぜ通りにその回答文を掲示するとともに、よい提案であれば予算を勘案しながら実施に向けているところであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） このそよかぜ通りに出されている回答というのを見ましたら、平成24年1月に回答されたものが一番上のページになっておりました。次のページをはぐると平成23年8月の回答となっており、約5カ月間の間、空白なわけですね。その間、何も意見がなかったのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） 意見箱に入れられている意見はそれがすべてであります。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 私が調査したところ、意見箱に入れたけど回答が掲載されていないという方もおられます。だれもが智頭病院を少しでもよくしたいという思いで書いてくださっていると思います。また、病院側も気づかない点を利用者からご指摘いただけるツールとして、意見箱が重要な役割を担っていると思います。意見箱に対しての認識を伺います。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） ご意見箱といいますか、ご意見というのは、議員おっしゃったとおり、病院の改善に向けてより大切なものだと考えておりますので、さき方、何か入れたけど回答がないというのはちょっと調査してみないとわかりませんが、私どもで把握しておるのは、例えば24年度は2件であったり23年度は8件という状況で把握しております。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） その意見箱ですけれども、現在、病院関係者の方が中身を確認しておられるということでしたけれども、しかし、町長、考えてみてください。現在、通院や入院されている患者さんが医師や看護師さんの対応に対して改善を求めたいと思い、意見箱に投書した場合、ああ、この投書を書かれた人はだれだれさんだと、いわば犯人捜しが始まりませんかでしょうか。実際、町民の方から聞いた話ですが、ご家族の方が入院されていたとき、職員の方の対応に対してとても不愉快な思いをされたということを教えてくださいました方がおられます。ですけど、この思いを投書箱に入れたかったけれども、現在入院していて智頭病院にはお世話になっている手前、もし自分が書いたことがわかればお世話にもなりづらいということで、投書の行為まではしなかったと言われる方が実際おられます。

そこで、町長、私の提案なんですけれども、意見箱のかぎ、これを町長もしくは副町長が管理されて、まずは町長が意見箱の中身に目を通し、病院内のさまざまな事象をまずは町長が真っ先に把握されてはどうでしょうか。そして投書された内容につきましては、具体的な指摘事項は排除した上で病院側に伝えて改善を求めるようにすれば、投書する側も安心してより具体的に書くことができると思

います。そして一つ一つの回答が病院側でなされていなければ、町長が、あの質問の回答がまだ掲載されてないがどうなってるのかという指摘もすることができます。病院で起こっている事象を病院だけで処理するのではなく、一步離れた環境にある町長、副町長がチェックすることが重要かと思いますが、この点、町長はいかが思われるでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 全責任はすべて町長、私にあると、これは間違いないことではありますが、今の中野議員のご質問の趣旨は疑心暗鬼になっておられるような、そういう内容かと思いますが、管理者というのは病院の管理というとても重要なスタンスでありますので、一応これから、こういう質問が出ましたので、私がわかりましたという以前に、この管理者、病院の関係者がきちっと精査すると。もしそういうことが、数不明な点があればまた考えますが、一応順番として管理者という重い職責の中で私が預けておるわけありますので、まず第1段階はそういうふうにさせていただきたいと思います。

それと議長、反問権よろしいでしょうか。

○議長（西川憲雄） はい、よろしいです。

○町長（寺谷誠一郎） 私、冒頭に中野議員がおっしゃった、私がよく口にしております、お金がなかったら知恵を出せ、知恵がなかったら…れろ。そういうことをよく事実言っております。いきなり冒頭、そのことをよく似て病院の云々かんぬんは私が常日ごろ言っておること、ということがありましたが、ここで中野議員、医者というのは一般人と違うんですね、技術を持った特殊といいますか。この方が努力してもなかなか来ていただけない。ここで中野議員、ぜひとも医者を智頭町に連れてくる案というものをお示し願いたい。以上です。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 案はありません。それで、これ例えを申したままで、それと言葉がちょっと足りなかったことは訂正して謝罪いたします。全国にお金がないから我が町にもないと言われているのは寺谷町長ではなくて、全国の町長がそう言われていると。そうではなくて、我が町がみんな知恵を出し合ってやっていくんだというようなことを町長はおっしゃってくださってます。そのことを話を何遍も聞かせていただいています。だからこそ、それと全国に医師が少ない、看護師が少ないというのは本当に例えでありまして、いつも智頭病院のこの説明

のときには聞いているものですから、それは事実としてはそうでしょう。ですけども、その事実は事実で置いときながらも、まだまだ病院の改革というのは細部にわたりできるんじゃないですかと私はお伝えしたくて、その話をしたままで

す。

ということで、次の質問してもいいですか。

○議長（西川憲雄） はい、どうぞ。

○1番（中野ゆかり） 続きまして、智頭病院改革プランの27ページに、民間的経営手法の導入を積極的に図りながら改革プランを確実に達成していかなければならないと記載されています。この記載に対して具体的な現在の取り組みをお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 西尾管理者。

○病院事業管理者（西尾 稔） この民間的経営手法の具体的な取り組みについてどうかというお尋ねでありますけれども、主に外部委託ということの推進に取り組んでまいりました。

例えば平成22年度まで2人の嘱託職員で行っておりました施設管理業務を平成23年度からは外部業者に委託し、さらに平成24年度からは正規職員1名及び嘱託職員1名も加えまして、この業務も外部業者に委託したことによりまして、年間約400万円の削減につながっております。

次に、その委託業務を初めとする複数年契約を導入してきたことがあります。債務負担行為を認めていただいたことにより、平成22年度まで単年度ごとに行っておりました清掃業務や給食業務などの14件の委託、これ総額約1億2,500万円に上るんですが、こうして契約してきたものを5カ年契約にすることによりまして約1億1,000万円に圧縮することができ、約1,500万円の削減につなげることができており、今後の3年間についても複数年契約でございますので、同様の削減が図られることになっております。

なお、そのほかの細々したことではありますけれども、医療機器の購入などに際しましても、他の病院の購入実績や全国自治体病院共済会といったような組織があるんですけど、こういったようなところなどからも情報を収集しながら予定価格の厳しい設定を行ったり、重油の購入なども半年ごとに以前は行っておったんですが、購入契約を現在は毎月々の入札としていることなどで、小まめな手続を行うことにより少しでも安く購入できるよう努めているところであります。以

上です。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） ささまざまな民間的経営手法、理解できました。

まず、この智頭病院改革プランが今、着実に実行できているのは、濱崎院長を初めとする医師の皆さんや看護師の皆さんのほか、技師や薬剤師さんなどなど病院関係の努力のたまものだと思います。その中でも病院管理者及び事務次長の貢献は大きく、最初の質問にも申し上げたとおり、本当いろいろ手を尽くしてくださっております。

しかしながら、この努力でいうには限界があると思うんですね。病床数を変更したり、何とかの交付税を上げていく手法というのには限界があると私は思います。そこで、一つ私から提案させていただきたいことがあり、きょうは質問に臨んだんです。

これはバランススコアカードという手法を実践するということです。これというのは、このバランススコアカードに関してはいろいろな書物が出ておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。企業はもちろん自治体や各種組織体でもこの手法が導入されて効果を上げています。この本によれば、三重県の県営病院でも導入されているようです。

さて、このバランススコアカードとは一体何だということなんですけれども、ビジョンと戦略、これを明確にして四つの視点でこれをまとめていこうという考えです。一つ目は財務の視点、二つ目はお客様の視点、三つ目は業務プロセスの視点、四つ目は人材の視点です。今、智頭病院では、この財務の視点というのはとつてもあると思います。ですけど、お客様の視点どうでしょうか。また、看護師さん、医師、その他、働く環境としてはどうなんでしょう。また、業務プロセス、ちゃんと緻密にできてますか。そういうことをすべてがかみ合ってビジョンと戦略を盛り上げていこうという考え方がこのバランススコアカードです。

とても時間がないので、ちょっと詳しくは説明できないんですけれども、まずはビジョンと戦略。智頭病院を今後どうしていきたいのか、どのような特徴を持った病院につくり上げていくのか。このビジョン、これを明確に示していただきたいと思います。私の読解力不足のせいか、この改革プランの中では私は読み取ることができなかったんです。

ですから、こういうような手法もありますので、ぜひともご検討いただければ

と思います。

この智頭病院は町民にとって、また近隣町村にとってもなくてはならないものだとは思っております。少しでもいいものを取り込んで改善していった、永続的に智頭病院が存在していけるように、ぜひとも今後も努力をしていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（西川憲雄）　　以上で中野ゆかり議員の質問を終わります。

次に、徳永英太郎議員の質問を許します。

6番、徳永英太郎議員。

○6番（徳永英太郎）　　私は大きく二つの質問を行います。

まず、廃屋等の解体撤去の促進について、町長にお尋ねいたします。

今、全国各地で、また町内のあちこちで管理されず廃屋となった建物が多く見受けられます。また、管理されないとは言わないまでも空き家となり、その所有者に適正に維持管理がなされていない建物もそこかしこで見受けられます。このことは周辺住民に生活環境の悪化をもたらしていると言わざるを得ません。これにより景観の悪化、防災・防犯機能の低下、火災の発生の誘発、ごみなどの不法投棄等の誘発、倒壊による周辺住民への損害のおそれなど、多くの問題点が上げられます。

総務省によれば、背景として農村部から都市部への人口移動により、適切に管理されなくなった家屋が増加したためとしています。本町も例外ではありません。もはや持ち主による適正な管理が望めない空き家、廃屋で倒壊を待つだけの危険建物は、その増加に拍車がかかるものと予想されます。そのようになる前に何らかの方策が立てられないものでしょうか。何らかの指導や法的な措置が行政として行えないものでしょうか。

今、本町が行っている定住促進対策事業としての空き家バンク制度は、その一つと考えられます。有効な方策であると考えます。しかし、空き家バンクに登録される建物は、一部改修したり何らかの手を加えれば十分居住に値する建物であり、その持ち主の思惑とも相まって、なかなか登録件数が伸びないと聞いています。このことも今後の検討課題ではありますが、問題は、長年管理されずに放置されたままで倒壊を待つだけの危険廃屋であります。このような建物については、行政として、その所有者に対し何らかの法的な措置を行うべきであると考えます。しかし、既存の法制度のもとでは難しいと聞いております。本町独自の条例の設

置も含めた行政の積極的な関与が今求められているのではないのでしょうか。

このような現状に対して、日本一美しい村連合の一会員である本町として、町長はどのように考えているのか、まずお尋ねいたします。

以下は質問席にてお尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 徳永議員の廃屋等のご質問でございます。

近年、高齢化や遠隔地への居住、また経済的事情などの理由により、空き家の廃屋化が進行し、管理が行き届かないことによる影響が近隣住民に不安を抱かせたり迷惑を与えかねない状況が生じつつあることは私も憂慮しているところでありますが、まずは個人財産であるという観点から、所有者等に適正な維持管理を求めていきたいと考えております。

また、廃屋の条例等でございますけども、この廃屋対策の条例につきましては、今後ますます進んでいく高齢化や少子化によって管理されない空き家がふえていくことが懸念されることから、本町の実情に照らすとともに、情報収集など先進自治体の取り組み等を研究してまいりたい、このように考えております。

また、従来から進めてきた空き家の利活用策はもとより、今年度に創設した空き家再生事業の活用を図り、空き家の解消に向けた取り組みを進めていきたいと、このように思っております。以上であります。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） そうなんです、本町にとっては、先ほど言いました空き家バンクの登録制度というのがありまして、これは今、十分使用に値する建物を家主さんが登録しているという現状だと思うんですけども、実際問題それだけでは本当にいいんでしょうか。私は、本町の空き家の状態を一度きちんと調べてほしいなと思うんですよ。年に一、二回帰ってきて、盆、正月とかお彼岸とかに帰ってこられる方のおうちの方とか、それからもうここ何年も帰っておられませんかよみたいな、でも、まだ建物は使えますよみたいな建物とか。本当にいつ倒れるかわからん、もう屋根は崩れてるみたいな建物もあったりして、防犯にとっても何かもうだめだし景観も悪いし、そういう建物があるんですね。だから、本町の実態を一度調べていただきたいなと思うんです。

これ、つい先ごろの新聞なんですけど、5月29日、山陰中央新報。日南町で、本県では初めてそういう空き家を調査して、日南町は3年かけて調査をした

らしいですね。それで462戸も空き家があったんだそうです。そのうち247戸は廃屋で、うち倒壊のおそれのある家屋が67戸、これは新聞で報道してるんですけども。やっぱり、そういう状態なんですね。だから、これをそっくりそのまま本町に当てはめれるかどうかわからないんですけども、やはり同じような数字が多分、出てくるんじゃないかというふうに推測されるんですね。人口移動が田舎から都会へというのは本町だけじゃなしに全国的にそういう傾向にあるわけですから、こういう数字はやはり本町でも似たような数字が出てくると思うんですね。

ですから、まず、先進自治体と言われましたけども、鳥取県では日南町の例がある。それから隣においては邑南町の例がありますね。邑南町も、なんか2012年度に調査をして、危険な廃屋がもう30棟あったと。将来危険になると予想される廃屋は51棟あったと。年間を通じて全く管理されてない空き家が334棟あったと。そういう数字が出てるんですね。ですから近隣の町村でも、それなりの調査をやってます。ですから本町でも、それはできないことはないと思うんで、まず、先ほど町長が言われましたように、本当にこのままほうっておけば、もう憂慮をされる状態が必ず起こると思うんですね、今でもそうなんですけども。

まず、そこで空き家調査ですね、これについて、じゃあやってみようとか、そういうお気持ちはございませんか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 空き家の軒数は、私の手元の報告にございます。これは空き家でございますけども、智頭の町が81軒、山形が41軒、那岐が52軒、土師20軒、富沢15軒、山郷21軒、合計230軒。こういうことを実は調べております。

それから今、徳永議員がご質問なさってることは、本町だけでなく、これはもう全国的な傾向の大問題であろうかと私も認識しております。そこで、この空き家を調べてみますと、今、町の予算で例えば手を入れても、かなりうまく使えるという空き家もあれば、もう手を入れてもどうにもならないと、むしろお金を入れることによって税金を無駄にするというようなこともあるんです。ですから、その辺の見きわめということも非常に悩ましいと。それから、こちらのほうから、実は住民からもぜひこの廃屋は危ないと、子どもたちの通学路にもなっておるしというようなことで、いわゆる要請がございまして、これはいろいろ県とも話

したりいろいろしました。しかし、相手が遠くにいらして、相手方のところまで行っても、やっぱりノーという返事が返ってまいります。そうなるとなかなか手が出せないという現状があるわけですね。ですから、そのあたりをどうするかということ、この辺が非常に悩ましい、頭の痛い問題ということではありますが、そうは言いながら、これも解決していかなきゃいかんということで、一番ベターなのは、もうギブアップするから何とかというような、いわゆる持ち主がそういうことになれば、かなり進展するんですけども、なかなかそういかない部分で今、現状は智頭町ではそういうことですが、これはほうるつもりはありませんので、いろんな事例を研究しながら前に進めたいと思っております。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） そうなんですね。所有者の方は、取り壊して、これをきちんと処理しようと思えば100万単位の費用がかかるわけですから、別にもう帰る予定もないし、自分にとっては何も関係ないから、そこまで金はかけんわいやというのが本音だと思うんですね。でも、それでいいのかなとやっぱり思うんですね。

今の法律では、それは多分無理でしょうということなんで、じゃあなぜそういう空き家を適正に管理する条例が日本各地でできているか、そういう機運が高まっているかといったら、やはり空き家でほっとかれては困るから、その空き家を適正に管理する、そういうことを図りながら倒壊等の事故とか犯罪とか火災等を未然に防いで、安全で安心な暮らしと良好な景観を保持しようや、確保しようやというのが目的だと思うんですね。

だから、そういう目的があれば、住民の皆さんにも所有者の皆さんにもその目的をきちっと提示して、こうなんですよということを提示して、これからちょっとまた触れたいと思うんですが、条例の中で所有者の方がきちんと管理しやすいような条例を整備していく、こういうのがやはり行政としての責任ではないんだろうかなというふうに考えるんですね。

ですから、いきなり、あんたげの家、危ないけえ取り壊せえ言っても、それは多分どこの所有者だってそう簡単には応じてくれないと思うんですよ。だから、これはやはり行政の強い、そういう姿勢とか意気込みみたいなもんも絶対必要ですし、それを所有者の方に理解していただく、周知していただくというそういう努力も絶対必要なんですね。

そこで条例なんですけども、空き家を適正に管理する条例にするのか、廃屋等の取り壊しを促進する条例にするのかみたいなんで、また考え方もちょっと変わってくると思うんですね。私は、どちらがどうかということはここではちょっと置いときまして、所有者の方に適正に管理してもらえそうな条例にすれば、その中で、じゃあ智頭町が、もし空き家が欲しいとか、移住してこられる方たちがその空き家を手にするために、ほんなら幾らかの助成が、まあ智頭町もやっていますけども、助成が幾らであるとか、取り壊しのときにはどれぐらいを限度に助成しましょうとか、そのときには例えば町内の業者を使ってくださいよみたいなことで限定すれば町内にとっても経済的に活性化をするし、そういうふうなこともやはりいろんな視野から考えていかないといけないと思うんですね。だから移住定住、これの助成の一環ともなるし、取り壊しとなれば町内業者指定となれば町内業者の活性化の一因ともなるし、そういうふうなことも視野に入れながら、やはりこれはぜひとも進めていってほしいなというふうに思ってるんですよ。

それで所管の課がどこになるのか、ちょっとその辺は私も難しいなと思いながら、法的な措置になれば総務課が絡んでくるし、景観になれば企画課でしょうし、税的なものになると税務住民課になるでしょうし、これはやはり各課が横断的にいろいろ考えながら取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけども、所有者と町民の方、町が連携して空き家対策に取り組むということが、やはりその中でそれぞれの義務や役割を皆さんできちんと整理をして認識をする、こういう作業がまず必要なんじゃないだろうかというふうに思います。

先ほど智頭町は230戸、230軒ですか、の空き家があると言われましたけども、その辺の中身については精査はしておられますか。危険廃屋、倒壊のおそれがある廃屋とか、補修すれば十分使用に耐え得る建物、そこら辺の中身については精査はなさっておられますか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 後で企画課に答えさせますけども、その前に住宅用地に対する課税標準の特例と固定資産の部分ですね。これ壊すのと更地にするのとかいろいろありますんでね、その辺をちょっと税務課長のほうに振りますんで、それを説明してから、今度は企画課のほうに。

○議長（西川憲雄） 西沖税務課長。

○税務住民課長（西沖和己） 徳永議員も多分ご存じかと思います。おっしゃっ

とったように、建物を取り壊すのに100万単位の金額が要り、さらに更地になった場合には、これまでは200平米以下でございますと小規模住宅用地ということで税金のもととなります課税標準が宅地相場の6分の1で済んだるわけです。これが住宅を撤去することによって、その特例措置というのがなくなります。また、二通りありまして、もう一つは、一般住宅用地ということで200平米を超えるものについては、これは3分の1に減額されるわけです。

したがって、町内でもそういった意図的とは申しませんが、一定の経費をかけて取り壊した後、今度は固定資産税そのものが逆に土地の分だけが上がったということにまゆをひそめる方もいらっしゃるのも事実でございます。そのことをご承知おきいただきたいと思います。

○町長（寺谷誠一郎） もう1点は課長に答えさせます。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 智頭町内で現在、空き家は230軒ということでございますけども、企画としましては空き家バンクを創設しておりまして、それに登録をしていただいて有効な空き家の利活用を促進するというところで進めておりますが、現在、空き家バンクへの登録が80軒余りございますので、約3分の1は積極的に空き家の利活用ということで空き家バンクの登録をしております。さらに空き家バンクの登録がふえるように、空き家の持ち主さんに個別に当たりまして登録を促すような作業をしております。

その中で危険家屋ということでございますが、現在何件ということではっきりと申し上げることはありませんが、中には、もう利活用に適さないような危険家屋が入っておるといことも承知しております。また、関係課とも情報交換しながら、そのような空き家の中身ですね、内容につきまして利活用すべきものと所有者に適正管理あるいは除却を求めていくようなものも含めまして、近隣の自治体先進事例なども参考にしていきたいと考えております。

ちなみに県内では、日南町の空き家条例、あるいは米子市の空き家の適正管理に関する条例、そして鳥取市におきましては条例化まではいきませんが、要綱内での空き家対策ということでの視点での取り組みを承知しております。中でも鳥取市の空き家対策に対する要綱では、まちづくりという視点と老朽危険家屋対策というものを両立した対策になっておりまして、本町これから、現在空き家率8.3ということで、日南町の空き家平均率18.9に比べますとまだまだ少な

い状況であります。議員ご指摘のように、これから今後もそういった物件がふえてくるということが考えられますので、その対策につきまして情報収集と検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 情報収集、対策、これは本当に積極的にかかわってやっていただきたいなというふうに思います。

総務省のほうとしても、総事業費のうちの過疎債部分でその自治体に負担がかからんようにということで、ある意味ではこの事業に対して奨励もしておりますんでね。課長、ご存じかと思えますけども、住宅新築助成とか補助とか空き家の取得等の補助とか、それから廃屋取り壊し事業の補助とか、それからさっきの定住、UIターンの助成とか、それから、そういうふうなんで過疎債が使えるということですので、これら辺の費用についても十分研究されて、本町に負担がかからないような状態でぜひ研究を続けていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

それでは、次に教育長にお尋ねをいたします。昨年、町内にあった六つの小学校が統合して、新たに智頭小学校としてスタートして1年と2カ月を経過したところでございます。当時、閉校式で寂しい思いをしたり、開校式での新たな歴史の始まりに立ち会えたことへの感動を覚えたのがついきのうのこのように思われます。改めて、子どもたちの元気に通う様子を見るにつけ、元気な声を耳にするにつけ、保護者の皆さんを初め多くの住民の皆さんがほっと胸をなでおろしておられることだと思えます。

さて、本町教育の指針ともいべき教育ビジョンの冒頭に、「智頭町を愛し『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』の調和がとれ、『生きる力』を持つ子どもを学校・家庭・地域で育成するために」とあります。これまでは地域の学校として、それぞれの学校で、それぞれの地域と連携して、それぞれ特色のある学校経営が行われてきました。今ここで気になるのは、これまでそれぞれの学校で培われてきた、それぞれの地域との特色あるつながりであります。それぞれの地域にはそれぞれの伝統があり、それぞれの歴史・文化があります。これらの継承はどのようになされようとしているのでしょうか。

本来であれば、それぞれの家庭や集落、それぞれの地域で守り受け継いでいくのがその姿であると言えるでしょう。しかし、現在の家庭状況、社会状況ではな

なかなか難しいのが現状と言わざるを得ません。入れ物が大きくなれば、なかなか隅々まで行き届きません。これまでの地域とのつながりはだんだん薄くなっていくように思われます。このことについてどのように考えているのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 徳永議員の小学校統合後の地域とのつながりはどうか、また智頭町の伝統、歴史、文化の継承についてどのように考えているかという質問でございます。

昨年4月の小学校統合に当たりまして、その数年前から六つの小学校の校長はもちろんのこと、教頭や教務主任等で定期的に会議を開催し、各地区の住民の方の学校へのボランティア事業について、統合後の移行を協議してまいりました。そのため現在の智頭小学校では、特に旧の小学校の教員を窓口といたしまして6地区との協力体制を築いております。

3年生以上の総合的な学習では、どの学年でも郷土とか林業にかかわる内容を扱っておりますし、低学年の生活科学習でも同様に、実際に住民の方と一緒にあった活動に取り組んでおります。一方、教科学習以外では、学校行事に地域探訪の学習をあわせたり、クラブ活動や特別活動で旧の小学校のときにお世話になった地区の方に引き続き支援をいただいております。

それから、本町の歴史や文化、伝統の継承につきましても、教育委員会としても非常に重要であるというふうに認識をしております。将来の社会を担う子どもたちに智頭のおよさや智頭のおすばらしさをしっかりと感じ取られる場面づくりをする必要があります。

当然ながら、これは学校独自や教育委員会独自で進められるものではありません。町民の方のこの問題に対する関心や問題意識にもかかわることでございます。そのために、教育委員会といたしましては、住民が学校に積極的にかかわれる仕組みづくりをより前向きに進めていきたいというふうに考えております。本年度から県の事業を活用いたしまして、智頭町学校支援ボランティア事業を立ち上げることにしており、現在調整を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 私がここでお尋ねしたかったのは、やはり今までそれぞ

れの地域とのつながりが強かったというか、濃かったというか、そういう部分があったんですね。それが一つの学校になって、それをそのままとは言わないまでも、本当に今までみたいに地域の住民の皆様とのつながりが、子どもたちと学校とのつながりがうまいことできるんだらうかという、そういうふうになんて心配って言ったらかわいいな、そういう思いがあるんです。だから、そのあたりを、先ほど旧小学校で総合的な学習の中で支援していただいた方に出向いてもらったりして、それはやってるんだということだったんですけども、多分、今までよりも、その頻度というか密度というか、そういうのはどうしても少なくなるというか薄くなるというか、そういうふうなことが考えられるんでね、そこらあたりについて、じゃあどのように考えておられるかというのをもう少し具体的にというか、聞きたいですね。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 先ほど申しました県からの事業を活用してということで、学校支援ボランティア事業というのを立ち上げることにしておりますが、このボランティアのコーディネーターという方をお願いしようと思っております。今までやってきたそういう地域とのかかわり、今までの旧の学校のように隣の村のおじいさん、おばあさんというわけにはまいらないかも知れませんが、以前からそういうボランティアでお手伝いをしてくださった方々はもちろん、これからさらに新しい協力をしてくださる方等をお願いするためのコーディネーター的な役割を持つ方をお願いをして、一層地域とのかかわりを強めていきたいというふうに思っております。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 新規事業で学校支援ボランティアの大きな予算じゃないけども、ついていたのは、それは私も存じておりますけども、どうしてもやはり地域とのつながりが薄くなれば、その分だけ子どもたちと今まで智頭町それぞれの地域で培ってきた伝統や文化、そういうものとのふれあいが少なくなってくる。だから、そのために子どもたちに智頭町のよさを伝えることができなくなれば何か少し、統合は統合で、それはもういろんな効果があると思うんで、それはそれでいいんですけども、そういう地域文化を伝えるという面では社会教育でやるべき面も多々ありますけども、学校での場面というのもこれは重要だと思うんですよ。ですから、このたびの新年度の予算説明書には地区公民館の役割として、地

域における生涯学習や文化、スポーツ活動、青少年育成事業等の企画運営と福祉と融合した社会教育活動の創造、住民主体の人づくり・まちづくり運動の充実を目指すという地区公民館の役割もきちんとそれなりに提示してあるんで、それはそれでいいんですけども、それらの中で子どもたちを巻き込んで地域の文化、伝統のよさをわかってもらうというのも一つのあり方なんですけども、やはり学校が持つ教育的な効果というのは、やはりちょっと違うと思うんでね。そこら辺が少し以前と比べたら薄くなるんじゃないかなというふうなのをちょっと心配しておるところなんです。

まあ、もともと、それじゃあ伝統って何だいや、文化とか、どういうもんだいやみたいなことを言われる方もあるんですけども、ちょっとおもしろい記事があったんで、読まれた方もあるかと思えますですけど、これ日本海新聞です。1月でしたか、ことしの。「伝統はある時点で極めて意図的に新しく作り出されるものだ。また伝統は常に革新にさらされる運命にあり、その取捨選択の偏見には何らかの文化的、社会的、政治的要因が働いている。そして、伝統は無条件によいもの、守らなくてはならないものとして扱われる。あるいは古臭いものとして興味を持たれなかったりする。」こういう考え方もあるんですね。だから、すべて伝統をじゃあ守りなさい、文化的なものを後世に伝えなさいというのは、これは一概に、もう、これがいいとは言わないんですけども、やはり延々培われてきたその地域のよさ、それこそが伝統であり、それぞれの地域の文化であると思うんですね。

だから、先ほど言いました、本来はそれぞれの家庭でその家庭の今までずっと伝わってきた行事なんかを伝えていく、儀式を伝えていくというのもやはり伝統であり文化であると思うんですけども、それらがなかなかできなくなった現在、それから地域としてもそういう行事が忘れ去ろうとしている現在において、やはり教育的な立場で昔からそういう伝統を受け継いでいる高齢者の方とか地域の方たちから子どもたちが教わるということはやはり必要なことなんだと思うんですね。これらをやはり抜きにして智頭町のよさを子どもたちに伝えるということは、なかなか難しいと思います。

先ほども子宝という言葉があると議員の発言がありました。本当に子宝なんです。子宝であるからこそ、地域や学校や家庭でその宝を大事に育てていこうというのがやはりこの、先ほど言いました教育ビジョンの根底にあると思うんでね。

だから、そういうことを考えると、やはり学校の持つ教育力というのはすごいと思うんですよ。家庭の教育力が根底になるということは、それはもうやまやまなんですけども、本当に学校の持つ教育力というのは、やはりこれを抜きにして智頭町の教育は語れないと思いますので、私はあえて、やはり学校と家庭、地域の連携の推進についてお尋ねしておるところです。

それで、最後になりましたけども、じゃあこの教育ビジョン、基本方針のめざす子ども像の具体化方針の9番に書いてある学校と家庭・地域社会の連携の推進についてということについては、具体的にどのように進められていこうとしているのか。先ほど学校行事の支援ボランティアというのがありましたけども、どのようにされようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（西川憲雄） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 先ほど徳永議員言われたように、やっぱり六つの学校の伝統文化すべてを統合小学校で継承していくということは、薄くなるという表現がございましたけども、難しいというふうに私も考えます。

多分、今、統合後で年数がまだ少ないんですけども、これから5年、10年、旧の学校に通っていなかった子どもたちが智頭の小学校に入ることになると、今のように私は那岐の子とか土師の子とか、そういう感覚は多分薄くなっていくというふうに思います。オール智頭の子というようなふうになると思います。やっぱり地区公民館にもそういうのの一翼を担っていくような事業を考えていくべきではないかなというふうに思います。

それから、先ほどありました学校と家庭・地域の連携の推進についてであります。この問題については教育委員会としても重視をしている内容でございます。智頭を愛する子どもを育てることは、智頭町の将来、それから方向性とも大きくかかわってくる問題でございます。学校支援ボランティア事業の推進による、地域と一体となった郷土学習の推進はもちろんでございますが、既に行っております総合的な学習、それから生活科の学習、学校行事などで地域の魅力を学べるようにすることが非常に大切だというふうに思っております。

それから、本町の取り組みに対して中学校段階で、みんなが建設的に主張してかかわっていただけるような学習になるように、中学校現場には指導をしておるところでございます。

そのようなことで本町の未来に関心を持って、地域を憂い、積極的に本町の将

来にかかわってくれる児童生徒の育成につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。最後になります。

○6番（徳永英太郎） じゃあ終わります。

○議長（西川憲雄） 以上で徳永英太郎議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

これで本日は散会いたします。

散 会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年6月10日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 中 澤 一 博